

移動職能集団木地師の活動とそれを支えるメカニズム

松 尾 容 孝

1. はじめに

(1) 本稿の目的

日本では各地で木製品加工を生業とする活動がさかんに営まれてきた。さまざまな木製品加工を広く念頭におきながら、本稿の目的は、轆轤を用いた移動職能集団たる木地師に限定して、江戸時代における木地師の活動とそれを支えるメカニズム、木地師の林野利用の特色を明らかにして、山村研究に資することである。

木地師に関してはすでに数十年にわたる研究史がある。民俗学による研究蓄積が大半を占め、社会経済史、技術史の分野などからの研究もある。膨大な研究蓄積によって、重要な知見が得られている一方で、知見が共有されていない、あるいは異なる理解が併存している。未解明の研究課題も残っている。山野で展開された木地活動は今日縮小しており、特に木地師の活動はほとんど残っておらず、生存者から新たな知見を得ることは困難になっている。本稿では、研究史を整理して課題を示し、そのうえで、既往研究と著者の現地調査によって、課題の一部について解明をめざすこととしたい。

なお、本稿では、「木地」を木製品製作のため原木に荒加工またはそれ以上の工程の加工を施した材を指す語、「木地加工」を広く木製品加工を指す語、「木地職人」を木製品加工の職人を指す語として用いる。また、「木地師」は木地加工職全般を指す語「木地職人」と同義に用いられることもあるが、本稿では、轆轤を用いて木地加工する職人を指す語として用いる¹⁾。

(2) 研究史の整理

従来の木地師研究は関心の所在によりいくつかに分かれる。研究群を次のように3大別して、それぞれの成果と現時点での課題群をあきらかにしよう。第一は、蛭谷・君ヶ畑を根元地とし、全国に氏子狩を展開して張り巡らされた木地師ネットワークの沿革・機構・機能・歴史的展開に関する研究である。第二は、木地師の生態、つまり、木地師の林野利用や木地加工の内容とその季節による変化、居住地の移動と母村の有無、既存村落との関係や定着農民法、木地師とそれ以外の木地職人との関係などに関する研究である。第三は、木地師と各種木地職の製作技術・製作工程・製作道具と木製品に関する研究である。研究テーマにより二つ以上にまたがるものもある。氏子狩帳や蛭谷・君ヶ畑文書の分析、木地師の出自に関する研究は第一と第二、木地加工技術の研究は木地職人と関連して第二と第三にまたがる研究が多いなどである。

① 木地師ネットワークの沿革・機構・機能・歴史的展開に関する研究

まず、木地師ネットワークの起源論に関する研究史を整理しよう。木地師の根元地はなぜ近江の蛭谷・君ヶ畑であるのか。これに関して、吉田光邦(1974)が重要な知見を提示した。法隆寺に残る宝器や仏具には轆轤を用いて制作したものがあつた。また『正倉院文書』には轆轤工人や轆轤の記録があり、天平6(734)年、「造物所作物帳」に「給近江轆轤工二人 糶米一斗五升」の記載がある。木工に轆轤が使用され、近江に轆轤工人がいたことがわかる。渡来人秦氏は、絹織物、金銀銅鑄造、轆轤木工などの高い技術を日本にもたらし、律令制下の奈良・平安時代に広く山城の葛野や近江に勢力を張つた。律令制以後も木工技術を利用して近江の山中をはじめ各地に住みつた。いわば轆轤技術の根元とその後の技術の集積が、近江を木地師の根元地とする伝説に結実したとする。

氏子狩の沿革、および惟喬親王を業祖とする由来については、橋本鉄男(1979、1989、1993)が推定した。中世には滋賀県高島郡高島町や朽木のほか、湖東愛知川上流(鈴鹿山系)小椋谷、それ以外の地にも木地師が散在していた。これらのうち小椋谷の木地師は、室町時代(16世紀)御所の御大工職を務め、その中の大岩家が、惟喬親王を業祖とし、天皇の綸旨をはじめと

する貴人の御墨付により国中での稼業や関所・渡移動の自由を得たとの伝説を創作したのであろうと。氏子狩による巡回は木地師にとって渡世上効用を有し、かつ伝説は、史実でなく仮託や虚構に満ちているが、木地師の意識を高め一体感を醸成し、一般の人々の信仰や性情に沿うので、広く受容される素地を有した。それゆえ、近世前期、氏子狩により蛭谷・君ヶ畑を根元地とする木地師ネットワークの実体化に成功し、木地師の統制管理を実現した。天皇家を拠りどころにした伝説は、各種の神人・供御人の場合と同様、木地師の林野用益を国土王権に由来する正統な権利行使であると人々に観念させるのに寄与したと推測される²⁾。

以上の理解にたつ一方で、近世初頭には、すでに太閤検地以降山村においても村切りが行われ、村落境界を村々が相互に確認し、個々の林野の小物成を負担する村も定まっていた。木地師の自由な活動を保障したお墨付きや「7合目以上は勝手次第」との木地師の主張がそのまま村々に受け入れられる社会状況にはなかった。それゆえ、氏子狩による木地師ネットワークの機構・それが果たした機能・その歴史的展開については、単に蛭谷や君ヶ畑が木地師に発行したお墨付き等の内容と当事者内部での機能の検討にとどまらず、彼らが木地活動した地域社会、つまり木地師を受け入れる山村群や藩領における実態にそくした検討が必要であるが、そのような研究は限られている。

そのなかにあつて、橋文策(1963)、高谷重夫(1958)、青木重孝(1974)は、これらの解明に取り組んだ貴重な成果として評価できる³⁾。橋(1963)は、蛭谷文書を分析するなかで、地方の木地師と蛭谷本山との関係、つまり地方の木地師の本山への願い等とそれに対する蛭谷本山の返答や役割について検討した。個々の文書の解説のなかで、木地師ネットワーク、お墨付き、木地師の権利の言い伝えおよび根元地である蛭谷・君ヶ畑組織が、奉加木地師の活動にどのようなメカニズムでいかなる機能をもったのか、木地師の林野利用保障としていかに機能したのかに関して言及している。また、高谷(1958)、青木(1974)は木地師の出職に伴う出村と入村に対する村の対応方法を明らかにした。

したがって根元地蛭谷・君ヶ畑、木地師、受け入れ村の3要素あるいはこれに藩領を加えた4要素のうち、蛭谷・君ヶ畑と木地師、木地師と村の関係

に関して、橘、高谷・青木の研究成果が得られている。しかし、3ないし4要素を総体としてとらえ、その全体構造を確認することについてはいまだ不十分である。また、江戸時代を通じて、木地師ネットワークの機構と機能が、政治社会経済の変化のなかで、どのように歴史的に対応し、あるいは役割を果たし得なくなったのか。各地の地域条件の違いにより、木地師ネットワークが役割を果たし得た地域とそうでない地域があったのか。これらのテーマについても、明治期の激変による仕組みの崩壊過程の分析を除けば、従来の研究成果はいまだ不十分である。

氏子狩は、職の縁起書、特権を認めた綸旨、免許状、往来手形等をセットにした木地屋文書を持参・巡廻して、木地師を座的観念で組織化し、全国支配をもくろんだものである。移動生活をする木地師は筒井八幡神社や太皇大明神の氏子としての身分を保障された。蛭谷は代々大岩家が神主を世襲したが、君ヶ畑は宮人である村民30軒が代わる代わる年番で太皇大明神の神主、および氏子狩の巡回人を務め、氏子狩は明治15(1882)年までなされた。氏子狩の奉加には木地師の家族全員が定額支払う「氏子(狩)」、木地師が家単位に志として行う「初穂」、このほか、蛭谷の氏子狩では、男子の成人時に行う寄進「烏帽子着」、多分に形式的ながら、筒井八幡宮の宮人の資格を得る寄進「官途(成)」、宮の行事に平服で参上できる高位の宮人の資格を得る寄進「直衣(途)」の別があり、後3つは一生に一度限りの寄進である⁴⁾。巡回人は木札をもち、名字帯刀の姿で、日本各地で稼業する木地師のもとを巡回した。口上書を掲げ、宮の縁起、勧進(徴収)の趣旨、氏子の信心を表す寄付の必要、寄付額等の詳細を示して、氏子狩を行い、奉加した木地師を廻帳に記入した。

氏子狩帳には、氏子狩を行った場所の地名とそこで氏子狩に応じた木地師の戸主名、奉加の種類と金額が記されている。「烏帽子着」「官途(成)」「直衣(途)」のいずれかを奉加した年の氏子狩帳には、該当箇所寄進戸主の子供の名前を書く場合が多い。したがって、氏子狩帳により、巡回経路、各徴集地での稼業木地師の軒数、戸主の名前、家族の人数、子供等の名前、寄進金額が把握できる。既存研究は、氏子狩帳を資料として用いて、巡回ルートや巡回地域を検討した。特に、蛭谷・君ヶ畑の勢力争い、蛭谷の西木地への

勢力 vs 君ヶ畑の東木地への勢力の状況、氏子狩に奉加した木地師数の時間的空間的变化による木地活動の盛衰状況が検討された。その結果、国別巡回頻度の比較から、蛭谷の氏子狩のほうが君ヶ畑よりも広域に及びかつ頻度も多かったこと、両派の巡回エリアには重複地域も多く、かつて考えられたような東西での支配域の住み分けはみられないこと、畿内近国や西日本では江戸後期に氏子数が減少し木地活動が衰退過程に至ったことが明らかにされた⁵⁾。しかし、氏子狩帳所収の木地師は膨大な数におよび、かつ各氏子狩時における木地師の居住地（氏子狩に応じた地点）は必ずしも行政領域名では記されていないため、地点を特定して整理分析することが容易でなく、国別の集計によりマクロに全体の動向を把握するか、個別地点のミクロな事例を検討する研究が多い。時空間分析をより有効に行うには、木地師の移動経路、木地師集団の地域間関係、出職移住を繰り返す木地師の活動領域を反映する空間スケールに近いと推測されるメソスケールでの検討が必要である⁶⁾。このように、空間次元を念頭においた研究は非常に限られているが、橋本（1972）・須藤（2010）は、会津藩が推し進めた木地と漆器の生産の興隆と産地化のなかで近江や信州から来た渡り木地師が行った近世初頭から明治期までの移動史を再構成した。氏子狩帳と在地史料を有機的に結びつけて会津についてなされたこの分析を、他地域にも援用して、日本全体を視野にいれて地域間の比較考察を行うことが、これからの研究課題になっている。

② 木地師の生態に関する研究。具体的には、木地師の移動と母村ないしベース地の有無、木地師の季節別の職の内容、木地師活動と木製品や道具・技術の地域性・地域差、既存村落と来住木地師の関係および木地師の農民化、木地師の利用樹種・林野の利用方法と権利の範囲、木地活動全般の中に占める木地師活動の位置と特色などに関する研究。

上の①において、会津の研究史で述べたことは、まさに②に直結している。木地師の生態に関して、研究テーマごとに、各地の多様なデータを収集整理し分析することで、より豊かに木地師の実態と地域ごとの特色があきらかになることが期待される。既存研究の成果を整理し、現在の水準と課題を明らかにしていこう。

＜木地師の移動と母村ないしベース地の有無＞ まず、木地師近江一元起源説、つまり近江に在住していた木地師が全国に拡散したとする説の当否についてである。新潟県糸魚川市小滝地区大所木地屋の小掠儀右衛門家の家系由緒書『万年帳』は、先祖が江州小椋出身で、飛騨の山中を経たあと越後信濃国境近くの山中に資源を求めて移動を繰り返したと記す（青木重孝 1974）⁷⁾。長野県阿南町鈴ヶ沢の小椋今太郎家も、先祖が君ヶ畑で、美濃谷汲、伊勢名張、三河川宇連山へと移動してきたとの家系由緒書『深山秘録』を代々伝えた（松山義雄 1985）。このように、近江小椋山出身であるとの由緒書を伝来する木地師は、日本各地に所在する。しかし、小掠儀右衛門家では飛騨から越後信濃への移動や飛騨から2度同族同職婚により嫁を迎えたことが確認でき、小椋今太郎家では三河一帯での移動が確認できるが、江州出自に連なる痕跡はみつからない。

他方、林野資源の採取利用は日本各地で行われてきたが、このうち濃密な木地活動を繰り広げた地域、たとえば奈良県吉野郡川上村高原は轆轤杣座に関する15世紀の古文書を所蔵し、大塔村篠原の木地師の一部に、江戸後期まで、近江から巡回する氏子狩に応じることなく独自に活動していた人たちがいる。九州においても、近江とは別の木地師の歴史の存在が推測されている（日本木地師学会 2004）。これらから、木地師近江一元起源説が成り立たないことは明らかである。

しかしながら、その一方で、各地の木地師が近江を先祖の出身地とみなして強い帰属意識を抱いてきたことも事実である。由緒書にとどまらず、みずからを「くろうと」、農民を「しろうと」と区別し、「くろうと」である同業者との婚姻により木地職を維持した。木地師ギルドへの帰属意識が、『万年帳』や『深山秘録』など、江州を先祖の出身地とする由緒書をうみだしたと推測される⁸⁾。小椋谷を起点にして巡回する氏子狩が各地の木地師に近江への帰属意識を醸成したのである。

次に、木地師は母村をもつのかもたないのか。すなわち、母村をベースにして一定のエリア内で移動を繰り返したのか。それとも、母村をもたず、資源を求めて世帯を基本単位に次々に移動していったのか。樹種や木製品の違い、技術や工具の局地性、元締めをはじめとする木地師受け入れ機構の存在

形態などを契機に、木地師集団が相互にテリトリーをもち、そのエリア内で移動するといった地域の分節化が生じていたのか。それとも、轆轤を用いて画一的かつ大量の木地椀などの製作に専門的に従事するから、原木資源の賦存と枯渇に規定されて移動をくりかえしたのか。先の橋本(1972)・須藤(2010)は、定住地をもたず、一生移動を続けた集団であるとする。具体的に、会津地方を対象に、移動先の原木資源量に合わせて集団をなす家族数を調節して移動を繰り返し、最終的に野山を開拓して農村として定着していく木地師の足跡を明らかにした。会津の場合は、一か所に155年間滞在して木地活動した集団もあったが、結局のところ母村をもたない移動であった。会津地方は豊富な木地資源に恵まれた地域であったこと、村々の林野利用と競合しないように村と木地師が木地材の樹種と利用範囲を限定して契約を結んだこと、木地師の滞在地には木地椀の流通を差配しかつ木地師の生活を世話する元締が地域住民のなかから誕生したことも解明された。会津の木地師の山間部での一時的居住集落とその後の移動、他の組の山への「飛木地」などを具体的に復原・再構成し、木地師の足跡を明らかにした研究として、安藤紫香(1979、1981、1992)がある⁹⁾。

会津の例を全国木地師の縮図として一般化することは妥当であろうか。会津の場合、氏郷の入部以来、藩が主体となって近江や信濃の木地師を引き入れ、彼らを優遇して木地生産と漆器産業の育成を図った。したがって元来在地性に乏しい木地師が主に活動しており、他の地域における木地師の活動と同列に扱えるか否かに留保が必要と考える。

木地椀・盆と漆器の日用消費財としての需要の増大、産業としての興隆が、自村近傍での原木資源の不足、より広域的な移動による原木資源の確保の必要を生み出した。このことが木地師ネットワーク成立の背景にあると考えるなら、他の木地活動と当初は類似した生産形態であったのが、木地・漆器産地圏を単位とした生産形態に移行し、それに適した生業活動のシステムが構築されたと考えるべきである。この考えに基づけば、木地師は母村をもち、母村をベースにして一定のエリア内で移動を繰り返したとの推測の蓋然性が高くなる。

筆者は、上の考えのもと、小林喜明(1973)所収の現鳥取県智頭町を対象

とした 18 文書を用いて、智頭町に出職する木地師が右手村木地山一帯を母村とする木地師であり、木地師の母村、受け入れ村、資源枯渇後の別の移住候補村、藩役所・大庄屋・宗旨庄屋の間に、出稼ぎ木地師の活動を支える仕組みが成立していたことを明らかにした（図 1、図 2 の原図）¹⁰。小林が掲載した文書は、右手木地山の木地師が智頭郡だけでなく梶並真殿村、大茅村など周辺山村の木地資源を出稼ぎにより木地加工したことを語っていた。また、江戸時代に右手村木地山から多くの木地師を受け入れた奥新田（旧奥村）在住の早瀬俊男氏が、右手へとつながる山中に木地師稼業の痕跡を確認されていたし、右手には農林省の補助により伝承技術の保全施設「木地師の館」が建立されていたので、この地域の木地師の中心集落が右手村木地山であることは確かであった。

しかし、実際に右手村木地山の木地師が智頭郡を含む周辺地域にどのような出職を展開し、母村と出職木地師の総体としての木地山集落がどのような特色をもっていたのか、そのエリアや周期性や時間的変化の実態分析を怠っていた。石原洋三（2008）は、奥新田の史料、右手村調査を深め、氏子狩帳所収の右手村木地山出自の木地師を過去帳や聞き取りによって具体的に特定し、右手村木地山の集落が水田等農地開発を進めて安定的な生活基盤を確立するとともに、幕末には村を挙げて周辺山村の杓子木地資源を対象に木地活動を展開したことを解明した。

このように、母村をベースにした木地師の活動の存在が明らかになった。ただ、右手村木地山は、「木地師」「木地挽」などの語とともに、「杓子師」とも記され、その木地活動の中心は杓子製作であった。木地椀・盆などを轆轤挽することが主たる木地活動ではなく、木地師以外の半農半工の木地職と近似する生活様式であった点で、若干の留保が必要かもしれない。

<木地師活動と季節による職内容> 木地師は日々多くの椀木地や盆木地を製造する。荒型作りまでを山で作業し、荒挽以後は木地小屋で轆轤を回して製造する。家族で 1 日に数百の椀木地等を製造し、年限契約の年より早く原木が枯渇して転出移動することも少なくなかった。在村農民が半工半農により木地職を営むばあいは、農繁期と農閑期の職内容に大きな変化がみられた。これに対して、一般に木地師の場合は、商品生産のため専門木工職人として

原木資源を求めて年限入村している。農繁期と農閑期の別があまりなく、ほぼ1年中木地活動に終始していたと考えられる。

〈木地師の利用樹種・林野の利用方法と権利の範囲〉 橋本(1993)は、氏子狩の巡回人は、奉加した木地師に対して、御墨付、往来手形、木地職の鑑札などを配布したので、それを受け取った木地師自身は自由に各地に移動でき、七合目以上の樹木は自由に伐採できると考えていたという。しかし、木地師が特定樹種を年限伐採する契約を村と交わした文書が各地に残っており、実際には利用料を支払って原木を確保することで木地生産が可能になった。木地師に木地材を自由に伐採する権利はなかった。木地用の限定した樹種、利用期間、利用料(利益地代)などを盛り込んだ契約によって木地師の利用はなりたっていた。この点については、次章において木地師が受け入れ村と取り交わした契約によって解説する。

〈既存村落と来住木地師との関係、木地師の農民化〉 既述したように、来住木地師が木地の原木を求めるのは、村々が管理している林野であることが多い。諸藩には藩自身が管理する御林・御建山が一般に所在する。御林・御建山を藩御用に用いる場合は近在の村を杣所として予め任命し、たとえば杣山として用材を活用するとき、その住民たちに委嘱する方式をとる(吉田眞莫 1965、同 1981)。これに対して、木地師が稼業するのは、多くの場合、村惣山つまり村=村落共同体の管理林野のなかの奥山外縁部である。御林・御建山もいずれかの村の奥山の一部を構成するが、その管理・利用は藩が行うので、そこに木地の原木があり利用を希望する場合は、年限と樹種を限った伐採申請を行い藩から許可を得て稼業するのである。

木地加工の原木資源を求めて入村や出村を行うとき、木地師と木地師受け入れ村は林野利用の年限契約を結ぶ。村にとって、木地師受け入れは殖産興業・地域振興であるから、木地製品の搬送については村民の農閑駄賃稼ぎとする条文、木地師は自給生産でなく購入食料に多く依存するのでその搬入等も村民の駄賃稼ぎの対象とする条文が契約に盛りこまれる。これら諸項目に関しての契約を木地師と村がとりかわす。木地師は奥山外縁部の山中に小屋掛けし、山の中で荒型作りをしたあと、それを小屋まで持ち帰り、小屋で荒挽きから仕上げまでの作業を行う。原木資源が枯渇してくると、原木資源が

豊富な村と新たに年限契約して移住し、そこで同じように稼業する(橘 1963、小林 1973、渡辺久雄 1977)。

原木資源を求めて各地に移動するかぎり、木地師としての生産・生活が続く。木地師は白米を食し、農民と比べると消費生活の金額が多かった。一方、村に定着して住民となると、野山を開拓して農地を造成して農民となる。彼らの中には木地加工技術を生かして農民兼木地職人として半農半工の生業を営み続けるものもある。数軒以上の木地師が開拓する場合、開拓村が枝村として名前を持つに至ることもある(青木 1974、田畑久夫 2002、須藤 2010)。検地による新田開発や開拓の調査記録、藩への届け出記録や郷帳への記載により、江戸時代における農村開発や農村としての充実化についてはかなりの程度把握できるので、そのなかに旧木地師が主導した例の有無を確認すればいい。しかし、近世以前の記録の乏しい時代あるいは逆に近代以降の形式的に統一的な記録として実態が埋没しやすい時代については、定着化という生活様式の変容そのものを確認することが難しい。また、桧枝岐村のように広域の村落テリトリー内で移動性を内在化した生活を営んでいた村民の間での定着農民化の進行、農業と木製品生産を季節配分して就業する半農半工村での農業比重の拡大による村民の農民化の進行、移動民として専門的に木地加工に従事していた木地師が開拓農民や既存農村の構成員に転化することによる農民化の進行の3者を前にして、木地師の農民化がもつ固有の意義について、さらに考える必要がある。

<木地師活動の地域性・地域差> 杉本(1952、1984)が、「轆轤師聚落とその地域型」と題して、木地師活動に、東北、中部、近畿、中国、四国、九州の6地域型区が存在すると指摘した。区分して地域性・地域差を把握することは重要であるが、実質的な設定は今後の課題である。轆轤を用いた木地活動では、木地椀・盆とその漆器生産とは異なり、東北地方が独自にこけし生産地を発達させた(佐藤 1961、菅野・土橋・西田 1972、塚越 2000、柴田 2007)。仏具とともにこけし生産は轆轤を用いる重要な木地活動であり、こけし生産は東北地方に濃密である。しかし東北地方への氏子狩の巡回は限定的にとどまったし、こけし生産の研究は氏子狩とは別に考えるべきである。また、九州の木地師については、氏子狩が九州全域に及んでいなかったこと

もあって既存研究が十分でなかった（田畑 2002）。しかし、近江とは別の木地師の歴史を研究する糸口が、日本木地師学会（2004）によって示唆された。木地師の活動自体の弱体と、近江小椋谷から遠方ゆえの巡回の未完とを峻別し、全国の木地師の生態の地域性・地域差を分析することが、今後の大きな課題として残っている。

〈木地活動全般に占める木地師活動の位置と特色〉 氏子狩帳の残存と移動職能集団としての特色によって木地師研究が多くの研究蓄積をもつのに対して、木地活動全般に対する研究は、全国の自治体史において多く扱われている。伝統産業や生活技術の視角にたち、ものの解説に重点がおかれ、産業・技術史以外での体系的な視角と問題設定に乏しかった。特に、木製品および工具・道具や技術を、在地生産者の生活様式や土地利用のしくみ、生産と流通を支える地域社会と一体的に扱う視点が不十分であった。このようななか、須藤（2010）が「木の文化の形成」の視角、つまり山野利用と木器を「自然・利用技術・産業・地域社会・文化」の5指標で体系的にとらえる視角を提唱したことは、これまでの限界を克服する重要な取り組みである。この視角にたち、従来不足していた、広義の木地活動を支えた山野、木地活動のムラも視野に入れて、木地活動の職人と技術、木製品と産業・技術・文化について、典型的な山村を対象地にして分析している。木地活動全般に占める木地師活動の位置と特色についてもその中で比較考察している¹¹⁾。

③木地製作技術ないし木地師の技術と木製品に関する研究

ここで木地製作技術（作業工程と工作道具）や木製品に注目する理由は、作業工程・道具・木製品を分析指標にして、多様な木地職の中での木地師の位置や特質を明らかにするため、および同一の木地職であっても作業工程・道具・樹種・木製品は産地間でバリエーションがあるので、そのバリエーションをてがかりにして個々の木地職の地域性・地域差を明らかにするためである。全国各地の木地師のなかに、近江の木地師ネットワークに属さない集団が存在した可能性が高いことを上述した。地域的に異なる多系列の木地製作技術と木製品が存在するならば、複数の木地師集団が実在したことがより一層濃厚となるであろう。

同じ木地職にもかかわらず作業工程・道具・木製品が互いに異なるばあい、その差異は次の2つの次元のいずれかである。第一は、文化圏的な差異である。中尾佐助(1966)の「農耕文化基本複合」における「主食品の作物、栽培法＝農業技術、加工・食法」に相当する、椀・盆・杓子・箸・器などの主要な日用木製品(挽物・刳物)の樹種や加工技術が、相互に独立した起源と伝播を経てきたレベルにおける差異である。第二は、伝統工芸や書道での作風の違いに相当する、流派の差異である。須藤(2010)は、会津杓子と吉野杓子を比較して、会津のブナを主原木とする16工程と吉野のクリを主原木とする9工程の違いに対して、少ない工具での製造要請が高い移動杓子師の生産の痕跡を吉野の製作工程にみいだせる一方、農民副業としての定着過程で多くの工具を用い個々の作業の難易度が低い会津の製作工程が誕生したと解釈したが、これは工作道具の広範な差異によって文化の起源自体が異なる第一のレベルにおける差異に相当しよう。これに対して、作業工程や道具はほとんど同じであるが、荒型の取り方が異なるとか、漆下地に混ぜるものが違う、などの差異がある。この場合は、同一技術の伝播の後、地域条件に適応した変化が生じたとみなすことができ、第二のレベルの差異にあたる。第三に作者名の刻印に相当する差異がある。個々の事例に直面すると、どのレベルの差異なのかの判定が難しいケースもあろうが、とにかく次元の差異の存在に留意する必要がある。

木地師の木地製作技術(作業工程・道具)と木製品に関して、産地間バリエーションの比較により地域性・地域差を検討できるだけの具体的知見を、筆者は現時点でもちあわせていない。そのため、本稿では研究の必要性を指摘するにとどめざるをえない。

次に、多様な木地職と木地師との間の相互関係・親疎関係について検討しよう¹²⁾。

木地職人は広く、杓子師・板師・木地師・指物師・曲物師・塗物師を包括的に指し、そのうち木地師は轆轤を用いて木地加工する職人を指す語である。その発生時期については、杓子師・板師が木地師に先行する時期、指物師・曲物師は木地師と同時期か後代、塗物師は木地師から分化したと考えられている。

また、製作手法を指標に、岩井宏實（1990）が木製容器を、削物、挽物、曲物、指物（組物）、詰物に5分類し、各容器を、順番に、「木を手斧などで削って作る」、「轆轤で挽いて作る」、「檜や杉の薄板を曲げて、桜の皮で綴じ合わせ、それに底板をはめ込んで容器とする」、「板を組み立てて柄（ほぞ）差しで接合した箱」、「板を円筒形に並べて箍（たが）で締め、底板をはめ込んだ桶、さらに蓋板を固定した樽」と説明した。それぞれ、杓子師、木地師、曲物師、指物師が製作し、詰物についても指物師が製作する。岩井の分類には容器以外の板材や容器の部材、経木・箸などの木製品は含まれないが、板を加工して製作するので、板師を該当する職人とみなせる。このように、木製品とそれを製造する木地職人の間には比較的明瞭な対応関係をもった専門分化が成立している。

そこで、それぞれの木地職の作業工程と道具を比較することによって、各種木地職の技術面での相互関係・親疎関係や専門の特化度などが明らかになる。杓子師、木地師、塗物師、木挽・板挽・板師、指物師、曲物師の代表的産地における、坪杓子、椀・盆、漆器、伐木製材・平杓子・箸・経木、樽・桶、弁当箱（メンパ、メッパ、ワッパ）の製作時の作業工程と使用工作道具と樹種を表1に整理した。

坪杓子については既述した。木地師による轆轤木地と塗りについては、中国山地と越後山地の例である。木地製作工程は類似するが、越後大所のほうが足に挟んでチョウナで削る作業工程が多く、伯耆山守郷のほうが轆轤で削る作業により、チョウナ工程を減らしている。塗りについては、下物（大衆品）の場合は強度のため柿渋と炭粉等を下地に塗り、上等な品物のほうが下地塗りの段階から漆の比重が高くなっている。大所では上物と下物の両販路に対応した塗り分けがなされている。これに対して、山守郷では塗る工程でも轆轤の使用がみられ、木地と塗りが木地師の轆轤作業の一環として営まれていたことがわかる。須藤（2010）は、渋下地を用いた漆器産地が東北・北陸を中心に存在し、西日本は朽木や吉野を除けば土器・陶器の卓越地で、それぞれが畑作地と稲作地に対応するとの展望を示したが、山守郷において渋下地を塗る漆器が製作されていた例は、須藤の仮説が再検討を要することを示している。

塗物師による漆器生産については、越前漆器の河和田と能登輪島の例である。それぞれ 1985 年、1960 年と現地調査時期が異なるが、河和田が渋下地に炭粉や刻苧を混ぜて強度を増すのに対して、高級漆器産地として知られる輪島では下地の段階から漆を用い、強度を保つために珪藻土等の粉末などとともに麻布を敷いて木地に塗りこむ作業がなされている。河和田、輪島ともに轆轤を用いる工程はなく、木地師とは別の業種として専門分化して営まれていた。輪島では、ほこりが少なく湿気の高い塗師蔵で中塗・上塗を行って高級品を生産していた。

上述の坪杓子、椀・盆、漆器とともに、伐木製材・平杓子・箸・経木、樽・桶、弁当箱についても、需要地での樽や大桶の組立生産を除けば、大和国吉野郡がほぼすべての木製品の一大産地をなすから、吉野郡は濃密な樹木文化核心地域といえる。平杓子、割箸、丸箸、経木の生産は、間伐材や背板などを原材料として、鋸や鉋によって木を製品加工に適する大きさになるまで小さくする。そして、センや鉋で削って成型化する。ヨキ、チョーナ、轆轤作業はない。割箸、丸箸、経木はこのように基本的工程はほぼ同じであるが、特化した形状の商品を製作するため、割箸では先面取りやコバン押し、丸箸ではオシガナやツチンコ、経木ではツキダイやカタイタ（型板）など、それぞれに固有の道具が用いられる。

樽丸生産は山から消費地までの全作業工程を含むが、山村での工程は、立木を伐採する玉切り（先山）から丸巻きまでで、分業生産が確立している。大径木を伐木したあとオオワリ・コワリの際にワリボウチョウやヘギボウチョウを用いるのは杓子師に近いが、ヨキ、チョーナ、轆轤での作業がなく、鋸やセンで板材を成型するのは板師の平杓子や経木生産に近い。曲物師は伐木後同じくヨキ、チョーナ、轆轤での作業がなく、板師や丸師と同じようにセンや鉋を用いて削る手作業が多い。

以上から、木地職の中の木地師の位置付けについて、次のように整理できるであろう。木地師は、塗物師が分離独立する以前、木地生産と塗りを合わせて行っていた。そのころは木地生産にも塗りに轆轤を用いていた。原木を伐採して、斧、チョーナ、鉋などを用いて荒型取りをする点で、木地師と杓子師に近い。荒型を成型する作業では、板師（平杓子、箸、経木）・樽丸師・

曲物師と坪杓子師とは、削る作業が坪杓子師以外にはあまりなされないが、削る作業では共通性が高い。したがって、木地師は杓子師と塗物師に近く、板師・指物師・曲物師と遠い。杓子師は木地師と近く、板師・指物師・曲物師とも近い。木地師による塗りは当初轆轤を用いたが、その後、手塗り（ヘラ、ハケ）が一般化して塗物師が分化し、木地師と塗物師との乖離が大きくなった。以上の木地職間の親疎関係に基づけば、杓子師は坪杓子の生産とともに、一方で木地師の轆轤木地生産、他方で平杓子、割箸・丸箸、経木、樽丸、曲物生産の技術を修得することが容易であったのに対して、木地師は杓子師の技術あるいは塗物師の技術を修得することは容易であったが、割箸・丸箸、経木、樽丸、曲物生産の技術を修得することは容易でなかったと推測される。

ここまで、③における各木地職と作業工程・道具・主な製品について、具体的説明をあまり行わないまま表1に基づいて職の相互関係を分析した。以下に、杓子師・板師・木地師・指物師・曲物師・塗物師の具体的説明を補足しておく¹³⁾。

杓子師：三重県から奈良県吉野郡にかけて濃厚に分布する。木地師との交流・混淆がある。杓子師は一般に古くからの在地住民であるが、木地師と同様、移動生産をしていた痕跡も確認できる。文化財保護委員会編（1968）所収の、堀田吉雄による1956年調査記録中の、伊勢国度会郡柏崎村・大内山村、飯南郡川俣村・森村などの作業工程の例は次のとおりである。昔は（イヌ）ブナを用いたが、近年はクリが多い。杓子には、坪杓子（クリ）と平杓子（主にヒノキ）がある。先山（サキヤマ。斧ヨキや大鋸オガにより伐採する。吉野ではネギリ）→ソマ（荒ごなし。製作する製品の長さに見据で切る）→小切（コギリ。割り包丁＝鉋ナタで荒削り。輪切りした栗材を上下千鳥に割る）→クリ（小作り包丁、カンナ、チョンナ、センなどを用いて仕上げる）。杓子産地として、会津も有名であり、ブナを主原材料に三重・吉野とは異なる作業工程で製品が製作される。

板師（板割師）：板師による農具生産の例として、ゑひらがある。「ゑひら」とは、樫材の柄と平つまり平鋏の柄と鋏部分を意味する。平に穴をあけ柄を差し込むと平鋏になる。鉄製の刃先を平にはめ込んで完成品になる）の作業

工程もほぼ同じ：ハツリヨキ（伐採する）→割り鉋（ワリナタ、ワリナ。柄も平も荒削りする）→小鉋コナタ→セン（仕上げする）。板師（板割師）は、糸ひらのほか、屋根板＝そぎ、天秤棒＝おこななどを主に製作した。板師は、三重県から奈良県吉野郡にかけて濃厚に分布する。吉野郡では大径木の杉の造林技術を確立し、板師の延長線上に、樽の生産、さらには桶・樽の生産が盛んになった。

木地師：当見（アテミ。立木の皮を斧で削り、木地加工にとっての材質の適否を調べる）→先山（サキヤマ。適した立木の伐採と一定の長さに玉切りする）→小割（コワリ。伐採木を盆・椀・膳などの用途に応じて裁断する）→荒型作り（小割した木の不要部分を斧やチョウナ＝手斧で削り取る。以上は山での作業）→荒挽（アラビキ。轆轤にかけてノミ、カンナで厚めに型取りする。ここからは仕事場での作業）→乾燥・あくぬき（屋根裏で乾燥する。必要に応じて川に浸けてあく抜きをする）→仕上げ（轆轤で製品の内側・外側ともにキサギなどのノミで仕上げる）。

指物師：物指しを使って家具類や容器を製作する木地職人。奈良県吉野郡は板師と指物師の中間的性格をもつ業務用樽・桶の一大製造地である。樽丸製造は、山に小屋がけし、サキヤマ、オオワリとコワリ、ケズリの三人一組で作業をする。オオワリ、コワリ、ケズリの職人を丸師という。サキヤマと丸師の作業内容は次のとおりである。

サキヤマ（先山）：4・5月や土用に杉伐採。枝がついた箇所まで皮をむき、3～5か月山に放置（シブヌキ）。玉切り（間ケン玉）

丸師：大割包丁で3等分にミカンワリ（オオワリ）、へぎ包丁でコワリ、センでケズリ、クレホシ（樽干し）、マルマキ（丸巻）

樽と桶の違いはつぎのように整理できる。

樽：側板の木取りは板目取り、鏡（蓋）と本体は一体、側版と側板の接合に竹釘を用いない、口縁部の直径は底部の直径より広い、計量器の機能をもつ、使い捨てで修理して使うことはない、職人が1日に8～10個作れる。

桶：醸造用桶・貯蔵用桶を除いて側板の木取りは柁目取り、蓋と本体は一体化していないか蓋はない、側板と側板の接合に竹釘を用いる、口縁部分と底部分の寸法はほぼ同じ、計量器として用いない、側板・底板・タガが傷んだら

修理できる、職人が1日に2個作れる。桶のほうが樽より作るのが難しい。

曲物師：檜・杉などの薄く削り取った材へぎを円形に曲げ、合せ目を樺・桜の皮などで綴じた容器＝曲物を作る職人。奈良県吉野郡天川村河川は修験道集落で全国の修行者の宿泊基地として名高く、曲物製造が盛んであった。

塗物師：白木地から漆器を製作する作業工程は次のとおりである。コサゲ（轆轤に取り付けられた椀木地の内底といとじき底の凹凸をマエビキを用いてなくし、木地を仕上げる）→木地の乾燥→ソクイ（木地の傷や凹凸を漆を混ぜた練り材＝パテ塗料で補正）したあとさらにマエビキで凹凸をなくす→下地（木地に渋を塗る）→荒研ぎ（灰を渋柿で溶いて下地に塗り砥石で研ぐ）→中研ぎ（中炭をつけて砥石で研ぐ）→上り研ぎ（轆轤を用い、柿渋を塗り砥石で研いだあとトクサで磨きをかけ、柿渋を塗って、室に入れる）→漆塗り（漆を炭火で温めて二度濾したあと漆を塗る。仕上げ塗りのあと乾燥する）→ツバメ（2～3日後に椀のフチといとじき底を研ぎ、そこに漆を塗って完成させる）¹⁴⁾

木地活動の開始が早く、都市や貴人・町人層による漆器需要に早く対応した地域には江戸初期すでに漆器産地があった。木地師根元地に近い近江国蒲生郡日野町はその例である。その技術の伝播が新たな漆器産地の形成に寄与したといわれている。旧日野城主蒲生氏郷は、1590（天正18）年会津に移封された際、君ヶ畑の木地挽5人等を連れて入部し、藩を挙げて木地師および塗師屋を育て、津軽塗や輪島塗に先んじて木地製品とりわけ会津漆器の産地となった¹⁵⁾。氏子狩帳によれば、会津への最初の巡回は元文元（1740）年、以後、明治26（1893）年まで行われた。安政4（1857）年以降、木地師の数は減少するが、嘉永2（1849）年までは200～300人台で安定し、多くの木地師が氏子狩に奉加しているなど、江戸後期に木地師が減少する畿内近国とは様相を異にする。

2. 因幡国智頭郡における木地師の活動とそれを支えるメカニズム

（1）木地師関連文書からうかがえる木地師の活動と移動の仕組み

前章において、木地師をめぐる3つの分析視角・手法とその課題群を整理

した。しかし、提示した多くの課題に取り組めるだけの調査データは得られていない。それゆえ、以下、第二章、第三章において、論点を限定して検討を加える。本章では、因幡国智頭郡における木地師の活動を語る 22 の近世文書と氏子狩帳によって、木地師の活動を支えるメカニズムを、木地師と出職元村・出職先村（受け入れ村）、蛭谷公文所、母村の可能性のある村の役割と相互関係に留意して検討する。

表 2 に掲載した、鳥取県八頭郡智頭町の木地師稼業関連文書によって、研究史の整理の①に記した、木地師の活動を支えたメカニズム、具体的には、蛭谷・君ヶ畑が果たした役割、出職木地師に対する村の受け入れ方、原木資源の枯渇と新規開拓に伴う木地師出入村への村々の対応、②に記した、木地師の出職木地活動が全体としていかなるものであったのかを検討する¹⁶⁾。

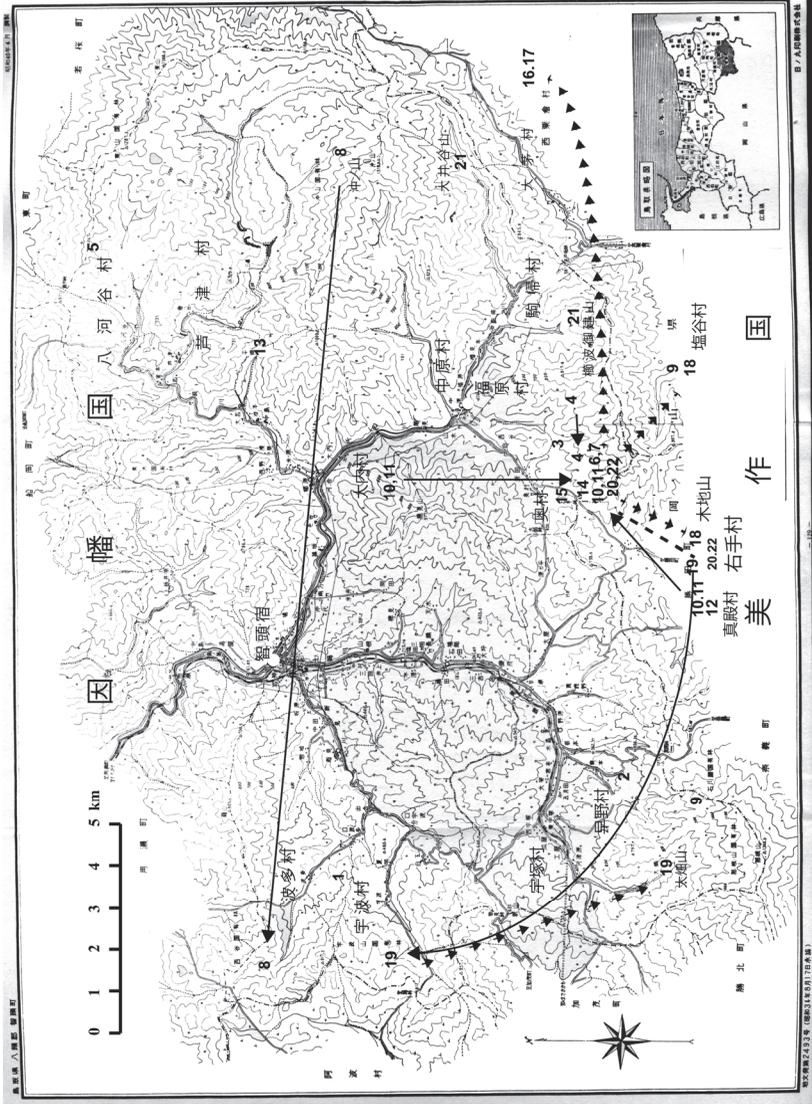
まず、表 2 中に年代順に並べた 1～22 の文書を、地域や内容によって下記の A～F の 6 つにわけて、各事件・記事の部分を構成する個々の文書の概要を記したうえで、各事件・記事が物語ることを説明する。智頭町及びその周

表 2 鳥取県八頭郡智頭町の木地師稼業関連文書

番号	元号年月	西暦年月	橘(1963)	小林(1973)	石原(2008)	柱書
1	天和3.5	1683.5		資料(17)口渡多文書		乍恐指上申口上書之覚
2	明和2.11	1765.11		資料(5)安住喜代治家文書		永末代渡渡し申うへ杉之事
3	明和2.4	1765.4		資料(6)新田文書	新田文書2-32	覚
4	明和2.5	1765.5		資料(7)新田文書	新田文書2-124	奉願書上ケ之事
5	安永2.6	1773.6			安永2年6月13日在方諸事控	一、明和八卯ノ九月廿八日
6	安永4.12	1775.12		資料(8)新田文書	新田文書2-24	覚
7	安永7.7	1778.7			新田文書2-60	御吟味ニ附一筆證文之写
8	天明4.1	1784.1		資料(18)口渡多文書		乍恐奉願上口上之覚
9	寛政10.3	1798.3	670-71蛭谷文書	資料(3)蛭谷文書	蛭谷文書	書付を以御届ケ奉申上候
10	文化4.8	1807.8		資料(9)新田文書	新田文書2-118	奉願書上之事
11	文化4.9	1807.9		資料(10)新田文書	新田文書2-110	木地屋入定證文之事
12	文化5.1	1808.1		資料(11)新田文書	新田文書2-21	宗門人別放手形之事
13	文化12.5	1815.5			大呂文書2-54	乍恐口上之覚
14	文化12.8	1815.8		資料(12)新田文書	新田文書2-25	覚
15	文化13.6	1816.6			新田文書2-36	覚
16	文化14.9	1817.9		資料(13)新田文書	新田文書2-33	奉願書上之事
17	文化14.11	1817.11		資料(14)新田文書	新田文書2-30	放手形請取之事
18	文化14.11	1817.11			新田文書2-26	手形受取之事
19	天保15.3	1844.3	672-73蛭谷文書	資料(4)蛭谷文書	蛭谷文書『水源寺町史』下巻	奉差上一札之事
20	文久4.3	1864.3		資料(15)	新田文書2-122	杓子木買切議定書之覚
21	慶応元.7	1865.7		資料(16)池田家文書(植物方日記)	元治2年9月8日植物方日記	乍恐奉願書上之事
22	慶応4.8	1868.8			新田文書2-78	杓子木買切議定書之覚

注) 原文書の柱書と、掲載書籍や文書所蔵機関が付した文書番号等を、上の表中に示した。
 橘(1963)は文書掲載頁、小林(1973)は書籍中の資料番号、石原(2008)は所蔵機関の史料番号等。

図1 木地師の母村と活動領域－因幡国智頭郡における受け入れ村とその深山－



注) 図中の数字は表2の文書番号と対応している

辺地域の地図中に A～F に登場する藩政村の位置や領域、当該木地師の移動の起点と終点等を示した（図 1）。

A：（奥）波多村と口波多村

1. 1683 年。奥波多村木地山への口波多村による押領で生じた山論に対して、奥波多村が自村の山である証拠や口波多村の横暴を列举して、大庄屋六郎右エ門に提出した口上書の覚。

8. 1784 年。芦津村沖之山で稼業している木地挽丈右衛門家・喜兵衛家を、軸役運上を毎年定めのおり上納するので、波多村と口波多村の二村共有の奥山三谷山に受け入れたいので許可してもらいたいとの、両村役人連名で提出した奉願書の覚。文書の提出先つまり受信人の箇所が原文書では欠けているが、鳥取藩の担当部署である御山奉行あるいは藩と村を繋ぐ中間支配層である大庄屋と推測できる。

（奥）波多村と口波多村はそれぞれ独立した藩政村であるが、元来一つの村落であったため、村落領域が完全には分離せず、奥山については江戸時代を通じて二村共有の部落有林野として運営された。両村の領域境界をめぐる争いは絶えず、1 の山論を引き起こしている。一方、8 の文書によれば、18 世紀後半に二村共有の奥山に木地師を受け入れるため、藩に許可申請している。その際、軸役運上、つまり輾轡木地製品の生産に対して藩が課す運上金の支払いを約束している。受け入れる予定の木地師は、現在芦津村の奥山沖之山で稼業している。

B：奥早野村と大呂村での木地挽の定住農民化、木地師の退職隠居

2. 1765 年。奥早野村の農民喜右エ門が、村方三役等の了解のもと、奥早野村の木地山で稼業している木地師平兵衛に 2 箇所の杉植林山と切畑を 30 匁で永代売却した証文。

9. 1798 年。独身木地師伝四郎の世話をしている名代木地師与治兵衛が、伝四郎の株と諸権利の自らへの委譲を蛭谷に申請している。伝四郎は智頭郡早野村で稼業していたが妻を亡くして木地職が続けられなくなり、作州塩谷村にいる木地師与治兵衛が伝四郎の世話をしている。受信人大岩助左衛門は

代々江州蛭谷筒井八幡宮（公文所）の神主などを勤める木地師元締。

13. 1815 年。大呂村成畑谷の住民は、元は成畑深山口にいた木地挽が百姓になった後立ち退き、その後、別の木地挽が入職し、その後7代居住し、その間に木地挽から百姓となり現在に至っている。百姓になる際に印畑の筆数の検地改めがあったが免除していただいた。昔から今まで弥左衛門が年貢を全額納入してきたからである。屋敷が上畑である以外、農地はすべて印畑で年貢免除というのはだめだと沙汰を言い渡されたが、以前から免除いただいてきたし、深山のふもと在住の状況で、今日まで7代ずっと弥左衛門の名子であるので、これまで通り年貢は免除してもらいたいとの大呂村の口上書。

これら3点の文書の事件は、木地師が農民として定着した例と木地師が稼業困難になって隠居する例にあたる。木地師が既存村落の一員になるには、村民から農地や林野を購入する必要があった。江戸時代、村落領域内の土地は、集落内のどの位置に所在するかによって強弱の差はあるが、全域村落共同体の管理のもとにあり、村民は自由な土地売買ができなかった。2の文書で村方三役が売主と連署しているのは、村がこの売買を認めたことを意味する。杉植林山は喜右衛門の持分をなす内林（腰林、里山）の一部で、天然の状態ではなく、喜右衛門が植林した林地である。切畑は粗放的ながら面積10歩、高1斗5合の農地として検地されている。量的には多くないが、農地と林野を入手した平兵衛は、木地製品生産を続けて一帯の人々の需要に対応しながら、農業を営むのであろう。13の大呂村成畑谷における木地師の農民化は、2の場合と異なり、農民化した木地師だけで集落を形成したと推測される。現在居住しているのは元木地師で、定着してから現在まで7代の間、弥左衛門（大呂家）の名子農民としてやってきた。農地は印畑（下々畑より低い生産性の畑。当地では畝下年季として扱われてきた）ばかりで生産性が低い。弥左衛門が成畑谷の年貢・小物成を支払っている。

9の木地師伝四郎は、妻を亡くしたため二人一組で行う轆轤木地挽きができなくなった。伝四郎が隠居して与治兵衛が当主になったのと同じ状態なので、伝四郎株を与治兵衛が譲り受けるのを蛭谷公文所に認めてもらおうとしている。実際の親子の間なら木地師株の相続は形式的なものであっただろうが、ともかく木地師ネットワーク内においては、木地師株の相続・移管の可否

を蛭谷公文所や君ヶ畑大皇神社が認可する方式が採られていたことがうかがわれる。

C：越境の禁止、越境による紛争

5. 1774年6月。智頭郡八河谷村木地挽が八東郡佐崎村の者に打擲されたため、毛谷村医師柳仙に治療してもらった。医師がその治療代のうち300匁の請求書を、加害者である佐崎村に請求したので、佐崎村が支払いをするように、大庄屋に対して藩役人岡崎平内が申し渡したとの在方諸事控の記録。越境しての木地活動が打擲の原因であったと思われる。

6. 1775年。奥村で稼業中の木地屋3軒が、奥村の深山以外に他国の山に入ること、他国の山・他領地を通過して奥村の深山を往来することを、自らはもちろん日用手間に雇っている者も決して行わないことを誓約している。

7. 1778年。奥村の深山は作州しほ谷山と陸続き、駒帰り櫛並山御立山にも近い。越境して御用木や黒木を切ることがないようにいたしますと、奥村村方三役が御山奉行に提出した証文。

これら3点の文書はいずれも木地師が契約での稼業エリアを逸脱したために生じている。契約により決められた伐採エリアと伐採樹種の順守が求められており、「7合目より上方での自由な木地稼業」は、当地では18世紀後半に実態として存在しなかった。

D：奥山での木地師・杓子師の活動

3. 1765年4月。木地屋4軒が木地稼業で入職する奥村と取り交わした契約書。内林を境界とする奥山一帯の4年間の利用料300匁を木地屋が村に支払うほか、木地屋の居住兼仕事場の小屋人夫、杓子1荷40匁で中原村までの搬出、米1俵40匁で中原村から小屋までの搬入を奥村の農民に頼むこと、木地の渋下地塗りの渋柿は時価で購入することなどの条項も合わせて契約書に記して確認している。

4. 1765年5月。奥村が、入道原村（福原村）小白坪山で稼業中の木地挽4軒23人を、奥村の深山である黒木山に受け入れるのを認めてもらいたいと宗旨庄屋・大庄屋・御山奉行に提出した奉願書。4軒の木地挽が切支丹や悲

田宗などの禁宗異教徒でなく大内村の真言宗西光寺檀家であることも記している。

10. 1807年8月。奥村が、大内村和谷で稼業中の杓子打1軒久五郎家と作州勝北郡梶並真殿村で稼業中の木地1軒源左衛門家を、西山大倉滝ノ谷を除く深山に15年契約で受け入れるのを認めてもらいたいと大庄屋石谷八左エ門に提出した奉願書。斧役御運上として毎年7匁2分支払うこと、御用木は一切伐らせないこと、2軒とも真言宗寺院の檀家であること、寺手形と庄屋手形を持参して奥村に来る段取りであることも記している。

11. 1807年9月。木地屋2軒大内村で稼業中の久五郎家と梶並真殿村で稼業中の源左衛門家が、15年の年限で毎年斧役25匁ずつ村に支払う条件で、奥村の西山大倉滝ノ谷を除く深山に木地入職することを奥村と取り交わした契約書。

12. 1808年1月。稼業していた木地師源左衛門家が出村する真殿村の庄屋が入村予定の奥村庄屋にあてた、宗旨人別放手形の木地師への交付と、離村と入村の手続きの進め方についての連絡。寛政5(1793)年に小白坪村(入道原村の小字)から真殿村に入職した木地師源左衛門家1軒が奥村に移動する。真殿村の宗旨人別帳に木地師家族を記載していたが、家族全員の放手形を木地師に遣わすので、奥村の宗旨人別帳に記載されることになる。奥村庄屋の人別受取手形の発行により、真殿村の根帳から抹消する。

14. 1815年8月。15年年限契約で文化4(1807)年秋から今年文化12(1815)年8月までの8年間奥村の野山(部落有林野)で木地稼業し、契約を取り交わした深山箇所はおおむね原木資源を伐採した。当初契約外であった西山大倉滝の谷も許可申請して認められたので、毎年斧役を25匁ずつ村に支払うと、木地師源左衛門が奥村庄屋に提出した覚。

15. 1816年6月。奥村村民12名が、村中(村惣山)の林山とこせき山持分山との間で争いをしないように、火入れ時に立ち会って焼け口での争いをしないことを連署して庄屋に提出した覚。

16. 1817年9月。奥村の大蔵山で稼業していた杓子打3軒源左衛門家、沖右衛門家、久五郎後家が、杓子木が枯渴したので、作州吉野郡大茅村の山に永代移動したい。ついては旦那寺を真言宗の大内村西光寺から同じく真言宗

の吉野郡長尾村岩倉寺に変更したい。これらの許可を奥村村方三役等が宗旨庄屋金児市郎右エ門に願い出た書。

17. 3軒の杓子師源左衛門家、沖右エ門家、久五郎後家の出村に際して、受け入れていた奥村が発行した放手形を受取り、3軒を大茅村人別帳に書き入れたことを、新たに入村した作州吉野郡大茅村庄屋が奥村庄屋に報告した書面。

18. 1817年11月。源左衛門の娘で沖右衛門の妻であるくらとその娘はなを、身元引受けの上、自分たちが奥村発行の手形を受け取ったことを、作州塩谷村清右衛門と右手村幸之助が奥村庄屋に連絡した手紙。

20. 1864年3月。奥村の深山の中の6エリアに所在する杓子木5木ぶな・もとす・ほう・こぶし・いもを2年間伐採使用する権利を、2両1分で、作州右手村木地山の買主六兵衛と幸之助が、世話人庄次郎の仲介で奥村と結んだ契約書の覚。右手村木地山の組頭喜平次が六兵衛と幸之助の買切契約の保証人として奥書している。6エリアの深山の里側（下側）の境界はすべて奥村焼畑の焼口境界となっている。

22. 1868年8月。奥村の深山の中の5エリアに所在する杓子木7木ぶな・もとす・いも・こぶし・みつし・とち・谷くわを10年間伐採使用する権利を、13両で、作州勝北郡右手村木地山の源四郎と房吉が、奥村と結んだ契約書の覚。世話人5エリアの深山の里側（下側）の境界はすべて奥村焼畑の焼口境界となっている。

奥村は、18世紀前半から半ばにかけて白坪村から分村・独立した村で、古文書を大切に所蔵している。それらの文書は、右手村木地山木地師の、奥・中原・福原・駒帰および作州隣接村の奥山一帯への出職活動を伝える。日本の山村ではほぼ例外なく、林野を村民持分の内林（腰林、里山）と村惣山（奥山）に2大別し、奥山はさらに2大別して、さまざまな林野利用・ニーズを念頭において村落共同体が直接運営した。上記の文書群によって、奥村では、奥山の中の集落に近い一帯を焼畑（カリオ）として利用し、奥山の中の集落から遠い一帯（深山）を木地師・杓子師に年限貸与する、村の必要のためとりおく一帯に分類して管理していたことがわかる。文書3、4により、18世紀後半に、木地師は村に利用料（用益地代）を支払って奥山（深山）の木地

原木樹種の年限伐採利用を行っていること、村は単に木地師から利用料を得るだけでなく、木地師の製作した杓子の1荷40匁での集散地中原集落までの奥村民による独占搬出、木地師食料米の1俵40匁での中原集落から木地師作業小屋までの独占搬入契約、木地の強度を増すための渋下地の渋柿の奥村からの時価購入も契約書で取り交わしている。また、契約により受け入れる木地師は当時別の村にいるため、受け入れに対して鳥取藩の御山奉行、大庄屋の許可と、禁教の問題がないことの宗旨庄屋への申し出の必要があることが確認できる。

文書10、11から、19世紀前半、村は藩に対して、木地師や杓子師の稼業に対する斧役運上を1年に7匁2分×人数分支払う。一方、村は木地師や杓子師から1人当たり1年に25匁を徴収する。差額は奥村の収入になり、村が潤う。文書12から、これらの木地師・杓子師が他の村で稼業中であり、稼業中の村の庄屋と受け入れる奥村庄屋が離村と入村について話し合い、木地師・杓子師は離村村の放手形を発行してもらって移動し、受け入れ村の宗旨人別帳に記載されたら、受け入れ村が受取手形を発行し、それを受けて離村した村の根帳から抹消する手順になっていることが確認できる。文書10、11、16、17から、1807-1808年に入村した木地師・杓子師の家族が、10年後の1817年に資源枯渇により離村して別の村に移動したこと、2軒だった木地師・杓子師が、1軒は娘が成長して結婚し、夫が一人前の木地師なので2軒に増え、他方の杓子師の家は夫が死亡し、1軒役を維持する後家家族となり、総勢3軒に変化したことがわかる。

文書20、22から、奥村では奥山のうち低地側は焼畑利用し、木地師に杓子木の伐採権を年限販売するのは、奥山のうち山頂にいたる遠方の一帯であることがわかる。19世紀後半、当初は杓子原木のブナ、もとす、朴、こぶし、いも（タカノツメ）5立木の伐採権を2年年限で売り、その4年後には、杓子原木7立木の伐採権を10年年限で売り、しかも購入した右手村木地山の木地師は毎日木を伐採して小割にして自村内まで運んで稼業するに至っており、奥村の疲弊と右手村木地山側の主導権が示唆される。

文書3～22を通して、奥村の一帯の木地活動は右手村木地山の杓子師・木地師が一体となって展開していたことがわかる。杓子師は必ずしも二人一組

の轆轤を使用するとは限らない。須藤（2010）によれば会津では在住の定着農民に製作技術が伝達されていたし、大和吉野郡でも定住山村に杓子産地が成立していたのに対し、奥村の例では木地師杓子師が母村をもちつつ、周辺の原木資源用益のための移動を繰り返し、幕末には材を自村に運搬して在村稼業の比重を高めていたことが確認できる。

E：木地師の稼業地移動に対する江州蛭谷・君ヶ畑のサポート

19. 1844年。作州右手山の木地師清次郎が、木地原木が底をついたため現在の稼業地宇浪村から宇塚村の深山である大畑山に移動を希望し、江州蛭谷筒井公文所に対して、支援のため、鳥取御役所に手紙にて働きかけてほしいと依頼している。

この文書における木地師の依頼内容によって、江州筒井公文所が氏子狩での巡国の際にお墨付き等を配布する以外に、各地で稼業する木地師の依頼に応じて、藩役所に木地師支援のために添え状を送付していたことがうかがわれる。

F：御建山での木地稼業

21. 1865年7月。駒帰村大井谷山で稼業中の木地職忠蔵と岩吉が、木地が枯渇してきたので御建山櫛波山への入込稼業を望んでいる。木地仕立の樹種はブナで、ブナは材木（建築用材）にならないし、ブナを伐採すると森林内の状態もよくなる。木地2人の名は根帳にも書き加えてあり、ぜひ2人に御建山櫛波山への入込稼業を認めてほしいと、駒帰村庄屋ほか役職者が藩の植物方役人に提出した奉願書。木地用原木以外の木を伐採しないよう、村方が取り締まるとしている。

木地師の活動は単に部落有林野の深山に限定されず、藩の御建山においてもなされた。その場合は、御建山が所在する村（杣所など）の村民が、木地師が木地原木以外の用材等を伐採しないように取締りをした。用益地代や斧役や軸役運上の支払いによって、AやDと同様、藩にとっても、村にとっても経済的に潤ったと思われる。

智頭郡で稼業した木地師・杓子師は、出職の前後に作州勝北郡右手村、梶

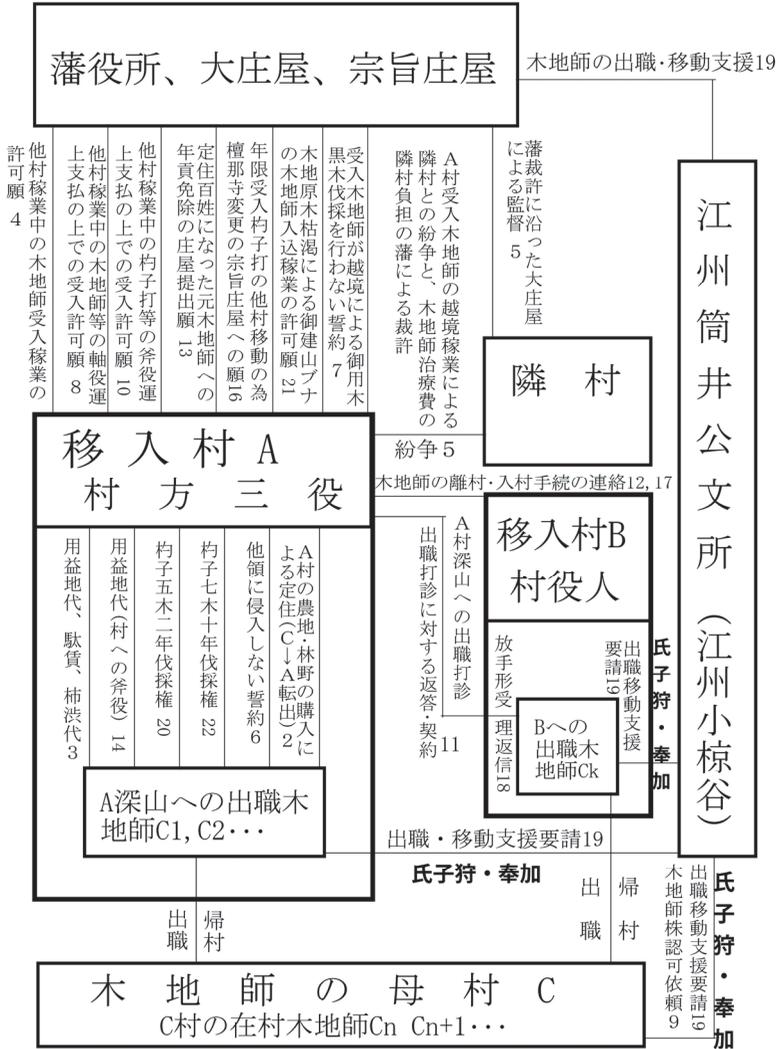
並村、真殿村、吉野郡塩谷村、大茅村に移動するケースが多い。この移動状況から、明治行政村でいえば梶並村と西粟倉村の境界域に所在する木地山一帯が木地師の稠密な地域で、いわば母村をなし、ここから数～十数 km の移動範囲にある智頭郡各地に出職していた可能性が指摘できる。その製品は落葉広葉樹を原材料とする杓子と木地椀・盆の日用品で、木地に渋下地を塗って強度を増した製品も産出していた。

(2) 木地師の活動を支えるメカニズム

智頭郡一帯において他地域からの木地師・杓子師が出職稼業のために入村し、あるいは離村する時に、受け入れる村や離村する村との間でどのような手続きや契約がなされ、近在の木地師稠密地域である右手村木地山、木地師根元地の江州蛭谷・君ヶ畑が、木地師や村々といかなる関係で結ばれていたのか。また、これらの他領からの木地師の出入りに対して藩役所はいかなる対応をしたのか。前節の木地師関係文書の分析をふまえて整理すると、図 2 のように、木地師の活動を支えるメカニズムを再構成できる。

右手村の木地山には五人組を構成する木地師の集落があり、集落を母村にして木地師たちが協働して奥村をはじめとする智頭郡と周辺町村に出稼ぎを行った。図によって、氏子狩制度を形成・維持した蛭谷・君ヶ畑が、木地師に対してのみならず、受け入れ村を管轄する藩役所等にも働きかけて木地師の活動を支援していたこと、それが木地師にとって、綸旨・免許状・宗門手形・筒井八幡神社（太皇大明神）の氏子身分・往来手形などのいわゆる木地稼業を保障する木地屋文書とは別に、氏子狩への奉加によって得られる恩恵・反対給付として機能していたことが明らかになった。また、木地師の入職は、山村にとって、特別の設備投資を必要としない殖産興業・農閑余業の絶好の機会であったし、藩にとっても木地材の生産による産業振興と斧役運上（木材伐出稼業に対する運上。当地では軸役運上に対して杓子生産に対する運上を指した可能性もある）・軸役運上（轆轤生産に対する運上）の収入を得ることができた。このように木地師出職稼業は藩領・地域社会いずれにとっても基本的には活性化を促すプラスの事業であった。そのなかで、時に生じる越境紛争と木材用木の違反伐採が、契約村だけでなく隣村や藩役所との間

図2 木地師の活動を支えるメカニズム
 ー受入村、藩役所、筒井・君ヶ畑根元地の役割ー



注) 図中の数字は表2の文書番号と対応している

の最大の紛争要因をなした。

なお、図 2 および掲出した 22 文書の検討だけでは、右手村木地山が旧智頭郡、旧吉野郡西栗倉村・大茅村、旧勝北郡右手村・梶並村・真殿村の一带において出職稼業した木地師を輩出した中心的な母村にあたることは必ずしも明瞭ではない。石原（2008）が、右手村木地山が木地師定着村として一带の出職木地師の故郷であったことを、現地調査によって家系図と氏子狩帳を結びつけて明らかにしている。

ところで、木地師の出職エリアは商品生産の展開とともに整備が進んだと考えるべきであろう。古代の官衙の所在や技術の集積によって、近江を根元地とする氏子狩が創案され、技術の拡散とともに、氏子狩システムによって 15 世紀後半にほぼ木地師ネットワークが形成されたとの理解、古代→中世→近世を貫いて壮大な構想が実現していったとの理解は妥当でないと思う。御所大工職任務に伴う権限と轡轡師の座的機構は中世に存在していたであろうが、氏子狩による木地師ネットワークは、あくまでも戦国期から近世初頭にかけての商品生産の展開、近世の漆器生産隆盛などによる木製品生産の需要拡大を契機に成立したと考える。商品生産の隆盛により、半農半工の生産者のなかから日用材を対象にした専門的な生産者が誕生し、木地製品の需要の拡大とともに、居住地内では資源が枯渇し、広域的に資源を求める必要が生じた。村域を超えた出職稼業、つまり移動と年限滞在を支える条件（往来手形、禁教でなくかつ檀那寺を有することなど）を事業として案出したのが氏子狩システムであると筆者は考える。

（3）氏子狩帳に見る智頭郡吉野郡勝北郡一带の木地師活動の時空間変化

木地製品のうち、木地挽製品の需要の拡大による生産地の動向と地域経済圏については、氏子狩帳にその動向が反映されているはずである。前節において、右手木地山の木地師が定着農民として半農半工形態で智頭郡を含む右手村周辺の一帯に出職をしていたことが明らかになった。このエリアはまさに右手の木地師の稼業ならびに原木資源調達圏の圏域であった。そこで、この圏域を対象とした氏子狩の巡回がどの程度どのように行われていたのか、また巡回に対して奉加した木地師の戸数と人数を指標に用いて、木地師がどこ

でどのように木地生産活動をしていたのかを、本節で検討しよう。

この分析は、換言すれば、『氏子狩帳』を、各地の木地挽製品産地＝地域経済圏を設定する資料として活用する可能性を検討することである。木地挽製品の場合、木地椀・盆の製作に占める出職木地師のウェートが高い。右手木地師（杓子師）の出職がある程度一般化できるとするなら、木地師の出職エリアは個々の杓子・木地椀盆・漆器産地ごとに完結し、それが地域経済圏の単位地区をなすはずである。

『蛭谷氏子狩帳』を用いて、智頭郡と右手木地山、その東の西粟倉村、その西の勝北郡の一带の巡回箇所を抜き出して、表3を得た。この一带への蛭谷による巡回氏子狩は19回あった。表中の地名の掲載順は巡回人の移動経路である。東部の吉川村から入って西部の阿波村に抜けるか、逆に西部の阿波村から入って吉川村あるいは北東や北部方向に抜けるコースが18回を数える。なお、阿波村、吉川村はこの圏域に属さないあるいは圏境界上にある山村である。19回の巡回は、域内の木地師から氏子狩を終えるまで一度も域外に出なかった巡回が19回中12回、一度域外に出て再度入った巡回が6回、2度出入りした巡回が1回と、木地師からの氏子狩が効率よく行われたことがわかる。

各回の氏子狩の時に巡回人と出会って奉加した地点ごとに、木地師戸数と木地師人数を求めた。それらを村別に集計して、氏子狩頻度と奉加木地師の平均戸数と平均人数を求めた。右手村と阿波村では19回中18回氏子狩巡回人が訪問した。それぞれ平均で17戸72人、9戸44人が奉加している。つまり、2村は江戸時代を通じて多数の木地師が常時活動し、ほぼ毎回氏子狩に応じていた。年限契約の木地活動の場合は資源枯渇による移動があるのでこのような対応にはならない。木地師自身が村民として村落領域を管理し、かつ周辺地域からも木地原木を確保していたと考えられる。これら2村に準じるのが、17回氏子狩が行われ、平均5戸31人が奉加した吉川村である。木地師の戸数・人数が右手村・阿波村と比較して小さい。広大な村有林野を数区分して、その一部区域を対象にして出職木地師と特定樹種の年限契約をしてローテーション利用するばあいか、村民の一部が木地師で広大な村落領域を計画的に利用するばあいのいずれかであったと思われる。次いで氏子狩

の回数と奉加者が多いのは、駒帰村の 15 回 7.6 戸 29 人、中原村 12 回 4.8 戸 25 人、大茅村 10 回 8.8 戸 34 人である。木地師を受け入れていた村と判断される。広大な村有林野のなかに木地師を受け入れることのできる深山を複数もち、それらを使い分けて木地師との年限契約を効率的に行ってきたと考えられる。具体的に氏子狩年を整理すると、駒帰村では、1647～1670 年の 4 回は奥山の多谷、1687～1721 年の 4 回中 3 回は奥山の吉ヶ原、1694 年～1752 年の 10 回中 7 回は御建山の櫛並山、それ以外にも 2 回杓子が原に木地師を受け入れている。江戸後期には木地師を受け入れていない。中原村では 1647 年～1749 年代まではほぼ毎回奥山である横瀬山が木地師稼業地になってきたが、1749 年以降中原村全域が氏子狩の対象になっておらず、木地師の林野利用を制限する林野管理運営の大幅な変更があったと推測される。大茅村では、1657～1680 年、1744～81 年、1830～1846 年と、数十年の間隔で資源を回復させて 3 期木地師を受け入れている。特に、智頭郡の大規模深山をもつ村々がおそらく育成林業の萌芽に伴い、木地師受け入れを制限するようになった江戸時代の中期から後期においても受け入れている。

より氏子狩の頻度が低い他の村々においても、同様のことがいえる。氏子狩の時期に沿って、19 期に分類して、木地師の稼業時期を表 4 に示した。木

表 4 右手村周辺の因州智頭郡、作州吉野郡、勝北郡における木地師の分散的・周期的林野利用

	1647	1657	1665	1670	1679 ,80	1687	1694	1707	1721	1727	1735 ,37	1740	1744 ,45	1749 ,52	1751 ,52	1780 ,81	1830 ,35	1833	1846
駒帰村多谷	○	○	○	○					○										
駒帰村吉原						○			○										
駒帰村櫛並山							○	○			○	○	○	○					
駒帰村杓子が原										○									○
中原村横瀬	○		○	○	○	○	○	○		○	○								
中原村のたん		○																	
大茅村まり谷		○																	
大茅村山				○									○	○	○	○	○	○	○
大茅村太帰山														○	○				
芦津村沖ノ山		○			○	○			○										○
芦津村こま					○														
芦津村砂子								○	○										
芦津山											○	○							
早野村			○				○				○	○	○	○	○	○	○	○	○
奥村	○					○		○				○	○					○	○
宇塚村		○	○	○			○							○	○	○			
影石塩谷村				○	○	○	○											○	○
八河谷村		○		○				○	○										○
福原村小白坪			○				○			○	○			○	○				

地師を受け入れて利用を促進した時期、利用を控えて森林回復に努めた時期が、それぞれの村ごとにみられる。また、1740年代ないし1780年代以降中原村、芦津村、駒帰村が木地師の受け入れを行わなくなったこと、芦津村も駒帰村と同じように奥山を数区域に分けて利用を使い分けていることも確認できる。

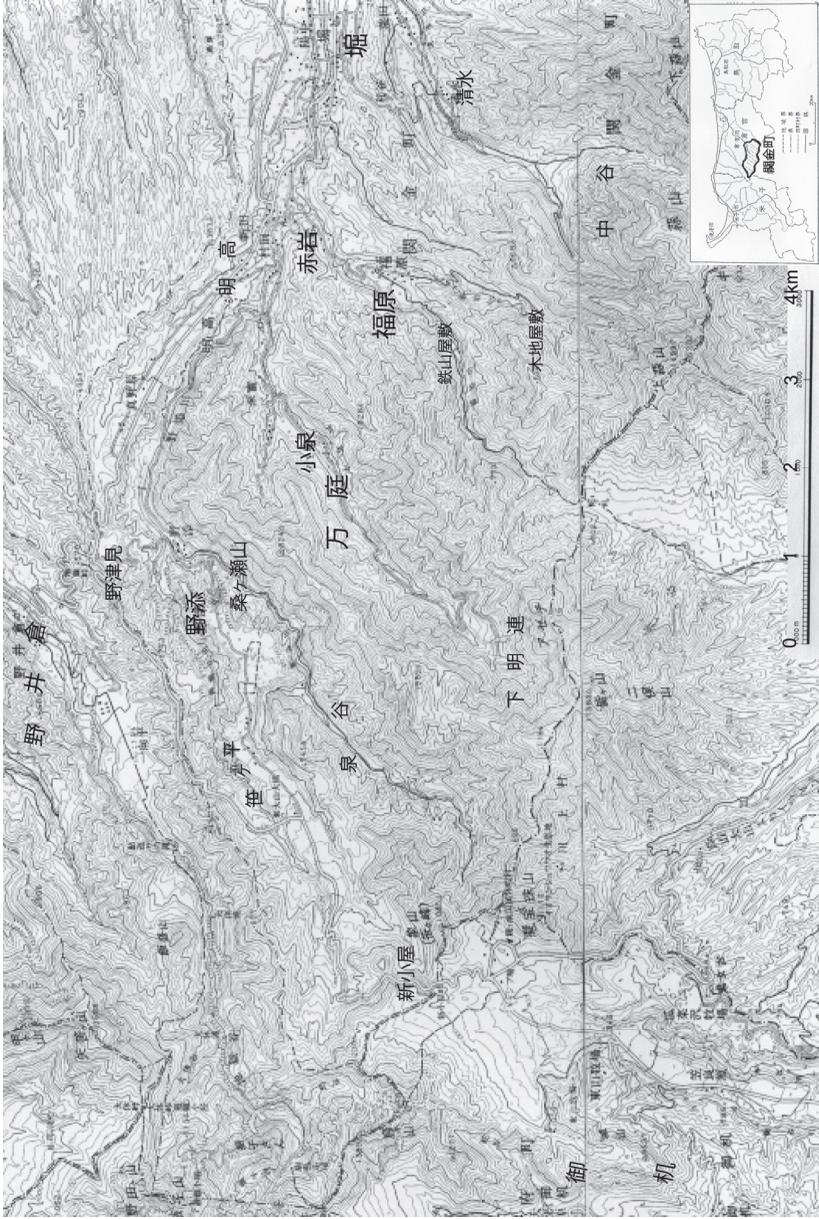
以上から、木地師の活動は右手村周辺の3郡にまたがって、森林資源状況に照らして広範囲に展開していたこと、林野の利用と資源回復にそれぞれの村がその林野規模に則して取り組んでいたこと、智頭郡では1740年代ないし1780年代以降、木地師の利用による殖産興業とは異なるおそらく育成林業による林野利用を指向して、中原村芦津村駒帰村が木地師の受け入れを制限するに至ったこと、これに対して、吉野郡大茅村や国境一帯の村々が木地師の利用に対応していたことが明らかになった。前節でみた文書20、22の杓子木買切による木地師稼業はまさにそのような状況下で生じていたのである。

3. 伯耆国久米郡山守郷における木地師の活動と定着及び集落の変化

(1) 山守郷の地域特性

本章では、伯耆国久米郡山守郷（関金町旧山守村、倉吉市山守地区）を対象地にして、木地師の生活空間、行動範囲、衰退の過程を再構成し、この地域が木地活動を営む村々のなかでどのような特色をもつ村であったのかを検討する。山守郷（旧山守村）は、鳥取県中央部の岡山県境域、関金町の西半を占める山地帯に位置する。中国山地を分水嶺として、小鴨川の支流をなす野添川、小泉川、福原川、赤岩川、清水川などの上流地帯の深山で木地師は小屋掛けして居住し、おもにトチ、ブナ、ホウ、ケヤキ、クリ等の落葉広葉樹を利用していた。県境を中国山地の尾根が東西に延び、関金町側の斜面は極めて急峻であるが、山守地区は標高500-800メートルの比較的ゆるやかな傾斜地で、ブナ、ナラなどの広葉樹林帯に位置する。ここでの対象地は、大字野添、大字小泉、大字福原と大字明高の小字赤岩、大字堀の小字中谷と清水の一帯である（図3）。野添・米富・小泉・福原の一帯は、もとは明高村の

図3 山守郷の木地師稼業地の位置と地名



注) 斜字の野井倉と御机は隣接村

枝郷で、元禄年間以前、一村であった。

当地では、深山での木地稼業をやめて山から谷に下り、農地・集落を開拓して、それが現在の集落域に結実していったのが、全般的な江戸時代中後期の動向である。元禄 14 (1701) 年、野添村は明高村の枝郷であり、享和 3 (1803) 年頃、福原村・米富村はいまだ地先水田で集落を伴っていなかった。万庭村が新田村として届出されたのは、天保 5 (1834) 年であった。農地開発による集落(枝郷)形成、村落の充実の余地が大きく、木地師にとっては農民に転じる機会が高かった。

蛭谷氏子狩帳によれば、正保 4 (1647) 年の氏子狩開始時から文政 13 (1830) 年頃まで、約 220 年にわたって木地師が活動した。明治時代に入ると木地師の活動が急速に衰退するのは他の地域と同じであるが、それよりはるか以前、18 世紀前半・半ばころから、木地師が「今ハ百姓」に生業を変更したケースが出現している。村営あるいは藩委託や請負方式による新田開発・農地開墾事業が山守郷内各地で進行し、百姓となる者が多かった。

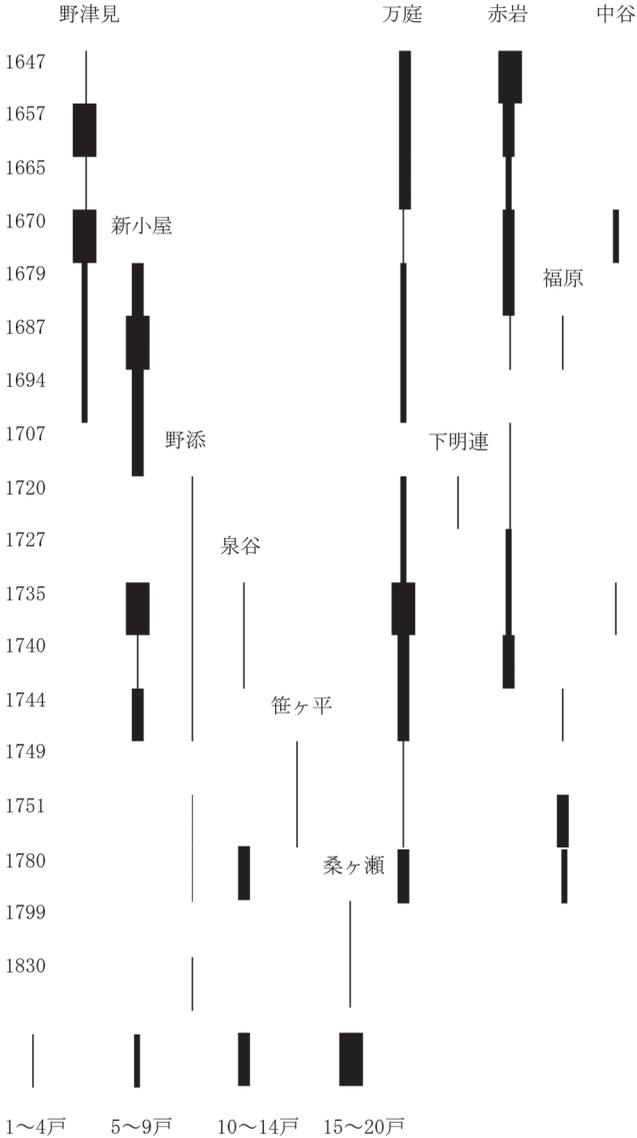
他方、粗放的な土地利用状態にあったので、木地原木資源と木地活動の弾力性が高かったと推測される。対象地では藩政村の形成が未完であり、土地利用に対する藩政村境界は微弱で、山守郷全体で相互利用可能な状態が残存していたのではなかろうか。また、木地原木資源の有限性・希少性が問題になる状態になかったため、他地域からの出職、いわゆる渡り木地師の稼業の条件も在地木地師と大差なかったと推測される。

旧山守村の木地師に関しては、福永定夫 (1980) が『関金町史』 第一巻第四話「山地で稼業した木地師の物語」と題して、すぐれた成果を公表している。拙稿はこれを参考に、蛭谷氏子狩帳、大字泰久寺に所在する寺院大久寺所蔵の過去帳を照合し、そのうえで現地調査を行った。木地師の子孫のお宅での聞き取りと史資料の確認、および集落や山中に残る木地師稼業の痕跡とりわけ木地師墓の場所と氏名・年月の確認が現地調査での主な作業である¹⁷⁾。

(2) 氏子狩帳と家系図からみた野添と万庭(小泉)の比較

蛭谷氏子狩帳の集計により、山守郷における木地師の活動地点と時期は図 4 のように整理できる。野添以下 4 か村(4 地区)は、それぞれの村民の居

図4 山守郷における木地師集落の戸数と居住期間



注) 『蛭谷氏子狩帳』により作成

屋敷域と広大な林野等で構成されている。氏子狩帳に出現する小字名は次の通りで、その地点を図4に示した。野添村：野添（集落）・小字野津見・笹ヶ平・新小屋・泉谷・桑ヶ瀬山、万庭村：万庭（集落）・小字下明連・万庭木地山、福原村・小字明高赤岩、堀村・小字中谷・清水の4地区は、それぞれ支流の水系が異なる。以下、これら4エリアでの木地師の活動エリアや各集落での退転・定着過程についての分析結果を説明する。

①野添川の一帯

野添は山守地区の西端部に所在し、「塗師屋ぬしや」から転じた「のしや」の屋号をもつ木地師の子孫小椋岩治家がある。当家の霊誌によれば、野添に定着して小椋岩治氏が10代目になる。多くの木地師と同様、祖先が筒井の出であるとの言い伝えをもつが、その痕跡はない。笹ヶ平において木地師として活動し、そのまま野添に定着した。霊誌は定着後の家系を没年に即して簡略に示したものである。大字野添において、小椋姓は当家のみである。霊誌と野添定着以後の当家の言い伝えによって経緯を示せば次のとおりである。

・初代小椋棗道：野添に定着した。寛保3（1743）年死亡。棗道の弟弥兵衛は笹ヶ平から野井倉に移動して木地師を営み、数年後にさらに大父木地に移住した。『蛭谷氏子狩帳』の享保20（1735）年氏子狩に6人家族からなる「弥兵衛」の掲載があり、言い伝えと符合する。

・二代峯明・善右衛門：当初、峯明が家督を継いだ。その後、代わって善右衛門が二代目を継いだ。峯明は寛延3（1750）年死亡。善右衛門は安永8（1789）年に死亡し、戒名鉄山了眼信士である。『蛭谷氏子狩帳』の享保20（1735）年氏子狩の「のそい村」に「善右衛門」、延享元（1744）年氏子狩も「のそい 善右衛門」とあるので、峯明の享年以前から善右衛門が家督を継いでいた可能性が高い。

・三代太平：文化2（1805）年死亡。

・四代九平・甚蔵：九平は安永8（1779）年死亡。そのため弟甚蔵が後夫となり家督を相続した。『蛭谷氏子狩帳』の安永9（1780）年氏子狩時に、野添の小字泉谷（図4）に、泉谷10軒とは別に「のぞへ 甚蔵」とあり、3人家族であることがわかる。文化8（1811）年死亡。

・五代善右衛門：同じく『蛭谷氏子狩帳』文政 13 (1830) 年に、「野添山」の氏子狩の箇所、「ぬしや 善右衛門」とある。小椋岩治氏は先祖の漆器と塗師の道具類を継承・所蔵する¹⁸⁾。「のしや」の屋号は、少なくとも五代善右衛門にまでさかのぼる。塗師屋善右衛門は、漆器木製品製作の仕事上、定着居住とみなせる。漆器産地は塗師屋が集住して町場化しているところが多い。弘化 4 (1847) 年死亡。

・六代芳三郎：明治 23 (1890) 年死亡。

・七代喜十郎：大正 14 (1925) 年死亡。

・八代源太郎：源太郎には兄弟がおり、原田家に婿養子に行った。昭和 14 (1939) 年死亡。

・九代重春：重春が 7~8 才の頃、八代目が木地師・塗師屋を廃業している。重春は 59 才で死亡したので、明治中後期にあたる。昭和 24 (1949) 年死亡。

・十代岩治：塗師屋としての家系を大切かつ誇りに感じて、木製品・道具類・史料を保管されている。

以上、小椋岩治家は、はやく野添集落に定着した塗師屋である。原田宗寿家が塗物師の道具類を継承するのは、原田家が塗師屋小椋家の分家だからである。しかし、野添で稼業した木地師の稼業・居住史はこれとは大きく異なる。図 3 と図 4 により、野添村に所在する小字「野津見」「新小屋」「野添集落」「泉谷」「笹ヶ平」「桑ヶ瀬」について検討しよう。

野添の奥山は広大で、いくつかのまとまったエリアから成る。17 世紀はまず野津見での稼業が盛んであった。野津見は野井倉に隣接し、その北部には大父木地、山川木地が所在するので、その一帯の木地師が入植稼業していたと想像される。次いで、17 世紀後半から 18 世紀前半にかけては新小屋である。新小屋は、御机、下蚊屋に隣接する。泉谷の一帯は 18 世紀後半、桑ヶ瀬は規模としては小さいが 19 世紀前半の稼業地になっている。延享元 (1744) 年の新小屋 7 軒の一部は寛延 4 年に福原や八橋郡笠松に移動して稼業しており、安永 9 (1780) 年を最後に泉谷は記載がなく、逆に桑ヶ瀬山は寛政 11 (1799) 年以前は記載がない。それゆえ、のつミ、新小屋、泉谷、桑ヶ瀬は、長期にわたる稼業が可能な資源を有する一帯ではあるが、最終的に、稼業時の一時的集落にとどまり、定住集落がその内部に形成されるような発達はな

かった。笹ヶ平には木地師墓があるが、戦後、大父木地と赤碓から墓を引き取りに来た人がある。つまり、村外から出職木地師が一時的に稼業する木地原木資源を提供した集落として、野添を位置づけることができる。小椋岩治家を除いて、現住民の中では木地・塗師稼業を生業とする家に乏しい。その理由は、氏子狩帳享保 12 (1727) 年のぞゑ村 2 軒の箇所に「木し屋今八百生」と記述があり、18 世紀前半に、木地師をやめて農業に生業を変え、以後農村集落として営まれてきたからである。農村集落化による木地師集落の実体の喪失と、塗師屋への転化 (小椋岩治家) が野添では生じたのである¹⁹⁾。

②小泉川の一帯

「木地屋」屋号の家、木地屋の家は、現集落に定着後も、半農半工の生活によって木地稼業を続けた。小泉は典型的な木地師を祖先に持つ人々の集落である。小泉は江戸時代の村名を万庭といたので、氏子狩帳には万庭で記されている。また現在の集落より山奥の県境近くに、享保 5 (1720) 年蛭谷氏子狩帳に 4 戸 27 人の木地師が稼業していた小字下明連がある。小泉川に沿っていくと、道沿いに木地墓といわれている古墓群が現われる。現在の集落内にも木地墓が存在している。言い伝えによれば、木地師は現集落よりもっと山奥に居住していたが、百姓になった人達は現集落に降りてきて定住したとされる。文献によると、小泉では木地師は早く百姓になったようであるが、昭和初期まで「木地屋」の屋号の家が小泉集落の中心部にあり、寛文年間に近江君ヶ畑から来て転入したとの伝承がある。お墨付きの書状や轆轤などの遺品を所蔵していたほか墓も典型的な木地師の墓なので、木地師としての実態を完全に失ったわけではなかった。しかし一方で、わさび生産や養魚場経営にはやくから取り組んだ農家の中には木地師を祖先に持つことに関心をもたない家もある。

小泉集落は、過疎化以前、約 11 軒前後から成り、5 系統の小椋家があった。小椋久義家は「小椋本家」と呼ばれ、8 代前の当主長左衛門は、下蚊屋または御机からの入り婿で、7 代前つまり長左衛門の子供源四郎の代と 4 代前にそれぞれ分家をだしたので、3 家がこの系統になる。なお、墓の調査によって、享保 5 年の長左衛門と享保 12 年の源四郎が親子であることが確認でき

た。また、小椋本家の系統とは別に、5代前に分家を出した小椋家および1代前に分家を出した小椋家があり、これら2系統が4家ある。さらに、「木地屋」屋号の昭和前期に絶えた小椋亀吉家、現在は妻の姓を名乗るため小椋姓ではない門脇家のあわせて5系統である。「木地屋」屋号の家が由緒書きその他を所蔵する家であったが、絶家したため、別の小椋家がそれらの資料を保管している。しかし、その家は倉吉に転出したため、資料確認は未了である。5代、6代、7代前に分家しているので、18世紀末から19世紀前半に少なくとも3系統の小椋家がすでに万庭（小泉）に在住し、そこで木地師として氏子狩に応じていたことが分かる。この点は、塗師屋以外に小椋姓がなく、定着に伴って木地師をやめて農業に生業を変更した野添と大きく異なる。図4からも、万庭（小泉）においては18世紀後半まで、一定数の木地師が絶えず稼業しており、定住木地師の存在が示唆される。

そこで、『蛭谷氏子狩帳』所収の、万庭で稼業した木地師を抜き出して一覧表にし、その定着と移動の特徴を検討した（表5-1）。その結果、次のことが明らかになった。正保4年から元禄7年までには「万庭（村）」か「万庭木地屋」のいずれか一つの集落名の見出しの中に木地師名が書上げられている。しかし、享保5年には「万庭」「下明連」の2つに分けて木地師名が書かれ、享保12年の氏子狩帳は、「万庭」のみ、享保20年、元文5年には「万庭」「万庭木地（山）」の2つに分けて木地師名が書かれている。これらの木地師名を照合すると、「万庭」は本村の住民で同じ人物が長く在住することが確認できるから定住している住民で木地稼業を続けている者、一方、「万庭木地（山）」は同一人物の照合できる期間がより短く出職稼業の木地師とみなせる。

この記載方法の変化は、17世紀には村民が山中で木地加工をしていたのが、18世紀になると本村住民の居住地は以前とは異なり山を下りていたため、稼業のために山中に滞在する木地師とは別に記載する必要が生じたからと解釈できる。

万庭でみられた本村と木地山との記載区別は、万庭以外にも例がある。木地師の定着農民化が進行するとともに、各地を移動稼業する木地師もいまだ多く存在した。前者は本集落に居住し、後者は奥山の深山に小屋建てして稼業する。したがって、このように集落の所在地が異なるなら巡回人が氏子狩

帳に別々に書くのは自然なことである。

以上の野添、万庭（小泉）の状況から、奥山を木地師の稼業場としている点で両村落は共通しているが、木地師の一時的受け入れによる資源貸与の場にとどまる野添に対し、万庭（小泉）は住民自らが木地師として稼業を継続した点で大きく異なる。

（3）木地師の移動と定着

次に、木地師が一時的稼業ののち別の地に移動する場合と、受け入れ村に定着する場合について、赤岩・福原、中谷・清水の経過を検討しよう。

①福原川の一帯

福原川に沿って上流に向かっていくと、南向き斜面に墓地群が現われる（図5）。小字名「赤岩屋敷」といわれるこの地は、かつて木地師が稼業していたとされるところで、南向き斜面の同等高線上に、独照寺を中心として住居跡とみられる石垣が数百 m 続いている。その住居跡と現在の赤岩集落とは、さほど変わらない位置にある。ただ現在、赤岩集落の戸数は2戸と少なく、住居跡もあわせて木地師の系譜を引く世帯や関連のある事項は見つけられなかった。『蛭谷氏子狩帳』の享保12年の赤岩6軒の箇所にも「今百姓」とある（表5-2）。2戸は、木地師としての実体を早くなくした6軒のなかの2軒か、後から赤岩に転入した農家2軒のいずれかであろう。

記録によると、赤岩は、宝永7（1710）年の大地震時に発生した土石流によって一時集落が全滅したといわれている。しかし、地震後も氏子狩帳には赤岩に木地師の名が記載されており、赤岩で稼業していたようである。赤岩橋付近には美作国へ通じていた道の跡が残っている。赤岩の集落跡をさらに上流に向かうと、現在の福原集落が現われる。集落を過ぎて更にいくと、現在では林野になっているが、宮屋敷、鉄山屋敷、木地屋敷と呼ばれていた場所に着く（図3）。また墓ヶ平と呼ばれるところに古墓が3墓あり、木地墓といわれている。ただし、周辺には鉄山跡もあり、1基は過去帳と照合して木地師の墓と推定できるが、他の2基は定かでない。

伝承では、宝永7年の土石流によって被害を受けた赤岩の人々が、地震後

図5 赤岩・福原・清水集落と墓や住居跡の所在地

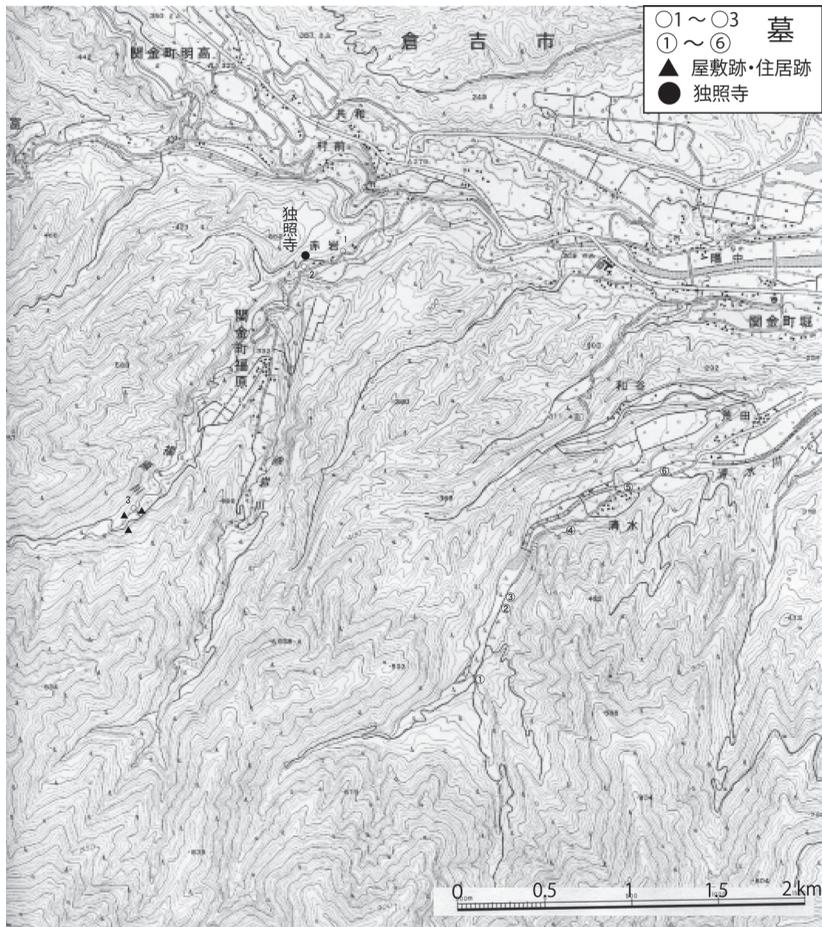
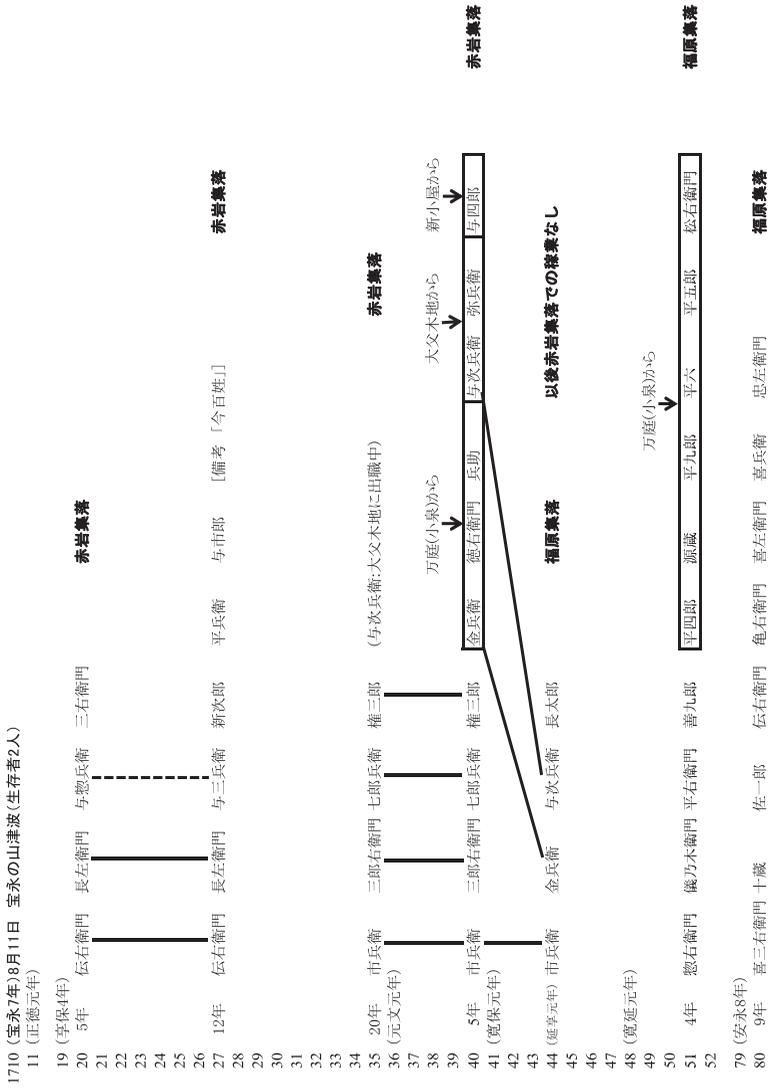


表 5-2 赤岩・福原での木地師の稼業と移動



に上流に移動して福原を形成したといわれている。しかし、宝永7年以前に福原で稼業する木地師の名が氏子狩帳に登場している(図4)。一方で、氏子狩帳によれば、元文5(1740)年を最後に赤岩における木地師の稼業はなく、延享元(1744)年の氏子狩において、赤岩で稼業していた3軒の木地師が福原に移動していたことがわかる。しかし、その7年後の寛延4年には、その3軒の木地師はすでに福原で稼業しておらず、新たに万庭(小泉)から6軒の木地師が福原において稼業している。その3年後にはその6軒も福原において稼業していない。

以上、17世紀には赤岩で稼業する木地師が多かったが、1740年以降赤岩での稼業はなく、赤岩は木地活動の主たる場でなくなった。赤岩で稼業していた木地師が一部福原に稼業地を変えたが、それは一時的な動きにとどまった。福原には一時的稼業のために短期間各地から入職したが、定着をはじめとした長期的な木地師の活動は発達しなかった。災害を蒙った赤岩に代わって福原の集落開発が進んだが、それは農業を基盤にしたもので、林野利用・木地活動面では、福原は万庭、大父木地との関係が深い。福原での木地師の活動は、現在の集落より3kmほど山奥で営まれ、木地屋敷地名や古い墓などが残っている。つまり、宝永7年の大地震によって赤岩から移住して福原を開いたのは農民であり、木地師はそれ以前から山奥で稼業していた。福原では、集落の開発に伴い、奥山で稼業していた木地師が、万庭(小泉)と同じように山をおりて本村に定着する状況がみられた。福原は14戸から成り、小椋清美家、前見家、中田家、木村家は古くからの家で、小椋姓の家はすべて親戚関係にある。

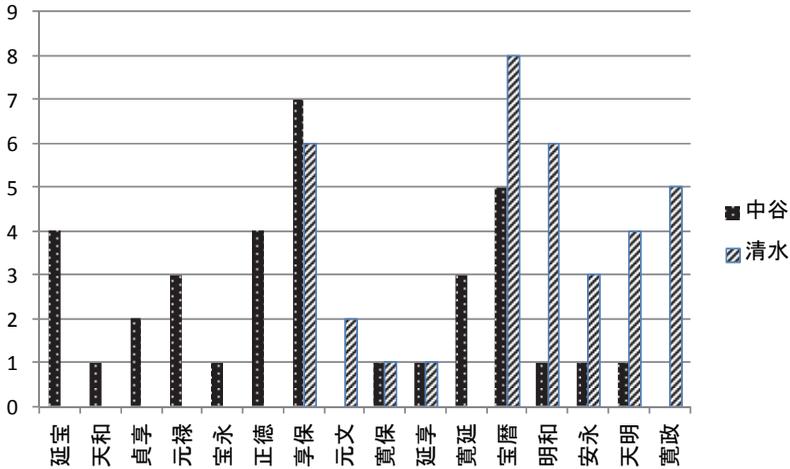
②中谷・清水

清水集落は、清水より約2km上流にあった中谷で活動していた木地師が、開拓・定着してできた集落で、大字堀の枝村をなす。現在の集落から清水川に沿った林道を山に向かっていくと、現集落内にある二か所の墓場⑥、⑤を経たあと、家屋敷がなく農地だけがある山際の墓場④、さらに農地がなくなった山林沿いに木地師のものと思われる墓石群が③②①の順に点々と現われてくる(図5)。これらの墓石の戒名や享年月日等を数墓石ずつ書き写し、墓石

群の新旧を比較した。墓石群に、山から現集落への順にそれぞれ①～⑥の番号をつけると、墓石数は、①に 10 基余り、②2 基、③2 基、④2 段のテラスの上段に 19 基、下段に 5 基、⑤19 基が確認できた。⑥は現在のものが含まれるので数えなかった。書き写した墓石の戒名や享年の時期は、①～⑤について、次のとおりである。①は字中谷 小桜に所在し、「清雲妙光信女」「宜翁永心禪定門」「白道禪定門」などの戒名が解読できたが年は不明であった。②は墓 2 基のうち 1 基は頭部のみが残り、他は傷みがひどく判読困難であった。③は 1 基が正面に「即庵道心」の戒名と側面に「〇〇定兵衛」、もう 1 基が「〇蔡妙三善女 元禄三年二月」、④は、上段が寛政から昭和初期にかけて、下段が宝暦年間等と、18 世紀以降の墓石群である。この中には「原十郎信士 天保七年〇〇廿三日」や「元祖小椋常三郎 安政二卯二月廿二日」があり、姓および後述の家系図中の「源十郎」と類似する名前から中谷一清水の木地師系譜の墓である。⑤は明和年間や寛政年間など 18 世紀後半以降の墓石群で、俗名の「小椋清右衛門」によって、やはり木地師系譜の墓である²⁰⁾。

清水集落の屋号上小椋家の 9 代当主小椋操氏がルーツを調べるため家系図を作成しておられた。小椋操氏作成の家系図と書き写した墓石の戒名・享年をつきあわせて、「即庵道心」が寛文 5 (1665) 年に没した、清水全戸の共通の祖先であることが明らかになった。また、旧山守村泰久寺に所在する大久寺において清水集落の過去帳を閲覧させていただき、清水集落全戸の戸主の家系を遡及した。これにより、「白道禪定門」が、「即庵道心」(定兵衛)の息子仁左衛門の戒名、「宜翁永心禪定門」が仁左衛門の息子の戒名であることが明らかになった。以上から、墓石群を古い時期のものから順番に並べると、③→①→④→⑤→⑥となった。②も③①と同じく 17 世紀後半の木地師の墓と推測される。④は清水集落の農地沿いの山際、⑤⑥は居屋敷域に所在し、④の墓石年は下段が 18 世紀半ば～後半、上段が 18 世紀後半以降、⑤の墓石年は 1760 年代以降である。この時期は、木地師として山中で一生を過ごした小椋源十良が没した 1736 年から、山中での木地師生活をやめて現在の清水集落の最初の開拓農民になった源十良の二男喜三右衛門が没した 1759 年への転換期にあたる。木地師から定着農民への転換が、①～③から④～⑥への墓場の変化に端的に表れている。中谷から清水への人口移動の推移の傾向

図6 中谷と清水における過去帳記載人数からみた集落変化



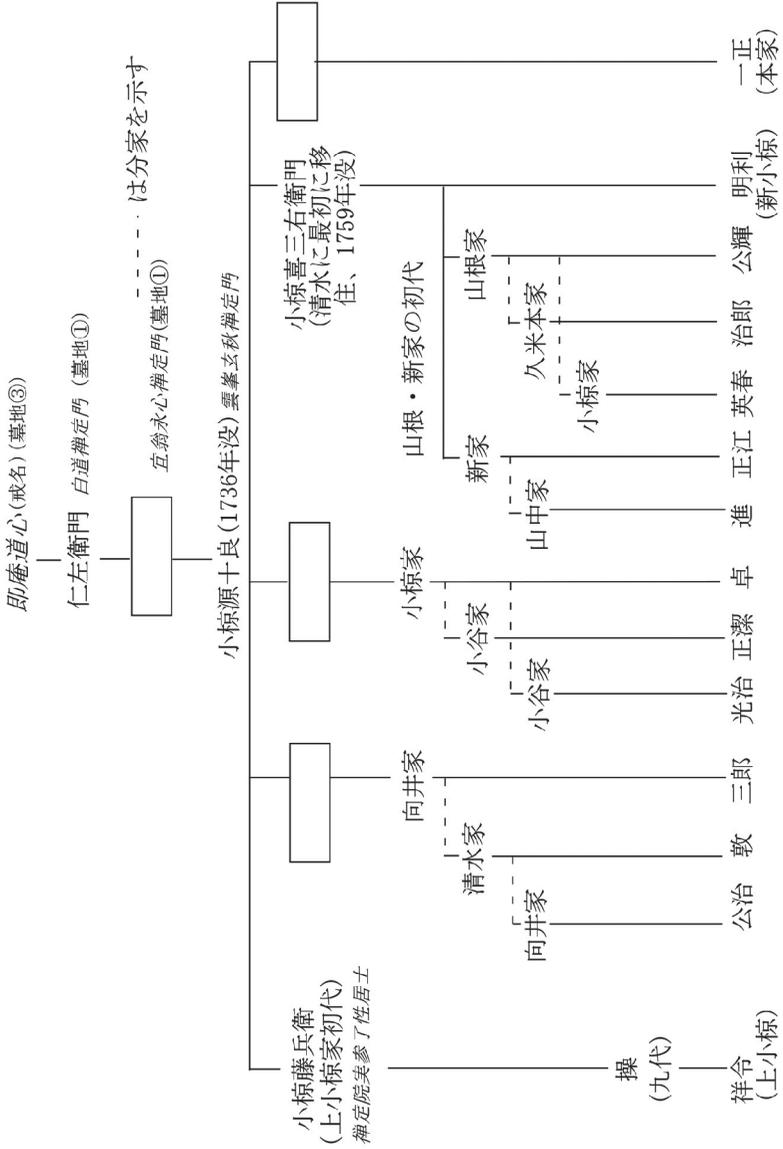
資料) 大久寺過去帳

を、中谷・清水の過去帳の人数変化によって図6に示した。

墓石の記録、小椋操氏の家系図、大久寺の過去帳の総合によって、奥見家を除く清水集落の全世帯が、小椋源十良の子供たちの定着と開拓により誕生した本家と分家に該当することが、図7により明らかである。喜三右衛門は独立後に清水に定住したが、源十良とすでに独立していた長男を含む他の子供たちは山で木地師として生活していた。しかし、やがて独立した子供たちは徐々に喜三右衛門同様、清水に降りてきた。末子相続した藤兵衛も、父源十良の死後、清水集落に定着した。氏子狩帳には清水という地名は挙がっていないから、木地師を職としてはいなかったことが推察される。

以上、山守郷の木地師が小水系を境界線にして稼業し、18世紀前期から半ばにかけて、山中から谷側に下山・定住して小泉集落、清水集落などの現集落を形成し、農業に従事したことを確認した。福原集落でも木地師が下山・定住している。定着後に木地師の職業を半農半工形態で継続することが万庭（小泉）ではみられたが、それよりも、農地開発により山間部の水田農家になるほうが山守郷では一般的であった。そのなかにあつて、野添の塗師屋は

図 7 清水集落住民の家系図



自らの来歴・出自に対する意識を今日まで強く保持している。塗師屋は木地師の延長線上の存在ではあるが、その職の性質上集落到定住する。このことが、木地師と塗師屋の間での定着後の生業に大きな差異を生み出したのであろう。

(4) 山守郷と周辺地域における木地活動の弾力性

木地師の集落は、母村や定住住民の比率が高い集落以外では、常に構成メンバーが変化しながら存続し、世帯数や人口が繁栄と衰退の周期をもった。稼業対象の資源が豊富にあり、木地師が盛んに活動していた時期と、資源を採り尽くし木地稼業が困難だった時期である。

では、このような木地師としての稼業は、村々においてどのように保障されていたのであろうか。野井倉村庄屋が野添村庄屋に送った木地師受け入れとそれに関する次の依頼文面が、野添村に残っている。

- 一 口上申上候。当村浅右衛門儀是迄木地挽ニ御座候処、当村分領ニ木地挽無御座ニ附、其御村奥ニ罷越申度由、乍御世話浅右衛門宗門、当分御作取置被下度、此段奉頼上候。以上

野井倉村庄屋 佐七

寛政拾年午ノ六月日

野添村庄屋 甚蔵殿

(野添 小椋岩治家所蔵文書。句読点は補充)

野井倉村庄屋が野添村庄屋に対して、資源枯渇により野井倉村の木地挽浅右衛門が村領での稼業が困難になったので、野添村の奥山での稼業を認めてもらいたい、野添村での稼業中の宗門改は野添村で作成して取り置くようにしてもらいたいと、依頼している。前章で検討した智頭郡の場合は、年限契約で入村した木地師が資源枯渇により別の村に移動する際の受け入れや放手形に関する手紙のやりとりであった。これに対して、この文書の場合は、「当村浅右衛門」とあり、木地師浅右衛門は野井倉村民で、浅右衛門はこれまで木地資源を自村である野井倉村の林野に依存してきた。しかし、自村の資源

が枯渇したため、野井倉村庄屋が野添村庄屋に浅右衛門の野添村奥山での稼業を認めてもらいたいと依頼したのである。浅右衛門が野添村で稼業している間は宗門改めを野添村で作成して備え置くよう野井倉村庄屋が依頼している。この庄屋の依頼を野添村庄屋が引き受けるのであれば、それは、村内林野の木地原木資源が枯渇したときには庄屋から周辺村落の庄屋に口添えしてもらい周辺村落の奥山に出職稼業することが、相互に認知されている場合であろう。

智頭郡の場合は、智頭郡内の各村の奥山に右手村など智頭郡以外の村にいる木地師が資源をもとめて年限稼業する。それに対して、山守郷と周辺の村々では、木地師がそれぞれの村の構成員をなし、かつ藩政村とともに郷がムラの実体的機能を保持していた点が異なっていた。日常的には村落領域内で稼業し、山守郷内において村落間を移動し稼業することについて、相互に本文書のやりとりによって認知し合っていたと理解できる。4 エリアそれぞれにおいて、定着木地師が小水系ごとに一定数を占め、その上で彼らおよび渡り木地師双方の移動に関して弾力的な対応を行う仕組みが機能していた。移動に関する弾力的な仕組みができた理由として、上述したように、野添・米富・小泉・福原の一角がもとは明高村の枝郷で、元禄年間以前、一村であったことが効いている。広域的には下蚊屋・御机・郷原、大父木地・赤碕の圏域の一部を構成して出入職・婚姻等の交流がなされた。よりミクروسケールでは、旧山守村の一角内で、比較的長期にわたって木地師の活動やその後の定着農民化が小水系ごとにかなりまとまって展開したといえる。資源量に対する消費圧力が高くなく、他方で農家として開発・定着する余地が大きかったため、木地活動を継続できる条件を有したことがその要因として指摘できる。

4. おわりに—結びに代えて—

智頭郡と山守郷を対象とした拙稿は、研究史の整理で述べた多くの研究課題のなかの一部について扱ったに過ぎない。氏子狩に関わる諸集団の相互関係と氏子狩の機構、その実質的機能については一定の整理を行えた。氏子狩を通じて木地師と小椋谷根元地は数年ごとに直接コミュニケーションをとれ

る相互支援関係にあったので、木地師の稼業する各地の多様な実態に即応する取り組みが行われていた可能性がある。また、木地師、資源の所在するムラ、小椋谷根元地、行政組織（藩）の4要素でメカニズムを考えたが、木地製品の問屋や労働力を差配する親方などをはじめとする産地形成主体群に対する実体認識が不足しており、木地師を支えるメカニズムを考える際に、現時点では念頭に入っていない。これらについては今後の課題である。

他方、旧永源寺町によって『蛭谷氏子狩帳』『君ヶ畑氏子狩帳』が翻刻・刊行され、従来に比べて格段に氏子狩の基本資料が扱いやすくなった。この点を受け、智頭郡、山守郷それぞれの分析においてその活用方法を模索した。明瞭な成果を得るまでには至らなかったが、若干の知見が得られた。今後、本資料を体系的に用いた分析をめざしたい。

木地製作技術（作業工程・使用道具）や木製品の生産・流通を組み込んだ研究はすべて今後の課題である。山守郷の木地師や塗師屋が、どの一帯の木地・漆器産地を中心とする稼業地域に属したのかなど、稼業面に関する分析も拙稿では欠いている。塗師屋の子孫が保管する漆器、工作道具、その技術の、御机・下蚊屋あるいは郷原との異同等に関して、拙稿では全く検討できていない。木地師以外の木地職、木地職全体のなかに木地師を位置付ける研究も、同様である。

上記の職と職を支える機構に関する残された諸課題とは別に、山村研究ないし村落研究の観点から、検討すべき課題も多い。水田農村と比較して、貨幣経済に直接的にかかわる比重の高い山村の一つとして、木地師の活動による殖産興業は、他の山村の生業との比較の点でもおもしろい。その視点以外にも、山村研究・村落研究として留意すべき点はいくつかある。山守郷では、木地師はおそらく村民として日常的には小水系に規定された村落領域内の林野で稼業し、庄屋間の事前の了解のもと、時に資源をもとめて山守郷内を移動することもあった。18世紀前半から半ばにかけて、木地師としての活動をやめ、現集落の定着農民に転化する動きが顕在化した。これらを、集村化現象、山から谷へ、といった従来の村落研究の知見と結びつけたとき、どのような研究テーマを措定できるのか。また、右手集落からの出職を中心とした智頭郡の稼業と山守郷の木地師・塗師屋の稼業を比較すると、木地師等の本

籍のありかたに違いがあるように思われる。山守郷の木地師は、微弱な勢力ではあるが、右手集落と同様、在村木地師としての性質を強くもっていたと推測した。そのような理解の妥当性あるいはその判断基準を示し得ていない。さらにそのことは村落構造上いかなる特色をもたらすのか。移動と定住、あるいは林野内の分散的な一次居住・利用から定住による集村化や加工部門の肥大化による集団化など、村落の動態・変動に関わることでもある。筆者は、林野利用（林野用益のしくみ）、入出村、流通を、山村を規定する三大要素と考えている。これらにかかわる諸課題は、上記のごとくはるかに多く残っているが、いずれ他日を期したい。

注

- 1) 本稿で「木地師」としたこの用語に対して、民俗学者は一般に「木地屋」、社会経済史家杉本寿や木地師研究会などは一般に「木地師」の語を用いてきた。歴史的な用語の妥当性、轆轤木地職人自身の自称の検討などによって用語の正当性が種々論じられてきた。用語の検討は論争の様相を帯び、しかも杉本が蛭谷の氏子狩帳を翻刻し、おもにそれを素材に研究を行ってきたこと、それに対して民俗学者で研究史上重要な知見を多く明らかにした橋本鉄男が君ヶ畑の氏子狩帳を発見・翻刻し、君ヶ畑を主体に研究を行ってきたことが、論争に相乗した。この論争は、研究史上必然的ではあったが、研究の進展にとって有害であったことも否めない。本稿では、著者が以前から用いてきた「木地師」を使用する。それとともに、他の研究者の成果等の紹介・引用に際しては、支障がないばあい、その研究者の用いた用語を時として用いる。
- 2) 伝説の意義は、そこに示された心性、性情などの検討が歴史的理解・解明に重要である点である。伝説が持つ史料的价值の正当な評価の重要性については、つとに柳田国男（1925）が、木地師の伝説を素材に論じている。
- 3) 橋（1963）は、蛭谷の本山に保存されている文書 242 点の中の代表的な 26 通を解説・検討した。また、高谷重夫（1958）と青木重孝（1974）は、それぞれ福井県今庄榭谷と新潟県糸魚川市大所字木地屋の村文書を解説・検討した。
- 4) 氏子狩帳には、志で任意金額の初穂以外について、それぞれの奉加金額が記されている。それによれば、ほぼ江戸時代を通じて、氏子（狩）1人2分、烏帽子着3匁5分、官途2匁5分、直（衣）途2匁である。
- 5) 1980年代まで木地師研究を主導してきた杉本寿、橋本鉄男をはじめとする研究者によって分析されてきた。西木地、東木地については、杉本（1967、73）、橋本（1964）がともに指摘している。しかし、橋本（1970）は、蛭谷氏子狩帳と君ヶ畑氏子狩帳の検討を通じて、西木地、東木地の住み分けが実態としてあてはまらないことを確認し

ている。会津などを除き、畿内近国や西日本における江戸後期の木地活動の衰退については、田畑久夫（2002）が指摘している。

杉本寿（1973）の第一編第四章第二節

橋本鉄男（1964）の第1部第1章第1節

6) 蛭谷の氏子狩帳、君ヶ畑の氏子狩帳はそれぞれ杉本寿（1972）、橋本（1970）によって翻刻されているが、現在ではその資料入手が必ずしも容易でない。このようななか、氏子狩地点の地名の同定に意を払って永源寺町史編纂委員会編（2001）が新たに両氏子狩帳を翻刻しているので、いまだ膨大な作業を要するが、時空間分析のための氏子狩資料の整理作業が以前に比べて行いやすくなっている。

7) 青木（1974）は、新潟県糸魚川市小滝地区大字大所小字木地屋の詳細な研究成果で、重要な知見が多い。

8) 木地師の仕組みを、橋本は「座的組織」「座的統制」、杉本は「座システム」「ギルドシステム」と呼んだ。

9) 安藤紫香『南山木地師 戸板集落に生きて来た人たち』を入手したく、お願いして、御子息安藤正孝様に恵贈いただいた。厚く御礼申し上げます。

10) 小林（1973）所収の18文書を用いて本稿の図1図2の原因を含む配布資料を配り、1994年12月10日に國學院大学で開かれた歴史地理学会第164回例会発表にて解説した。今回まとめるに際して石原（2008）の刊行を知り、発表時には不詳であった表2の20の「もとす」の樹種名が「イヌブナ」であることなどを教えられた。石原所収の新田文書3点などを追加し、一部改変して図2を得た。

11) 須藤（2010）の第二章第一節 pp111-136

12) 今日では多くの木地活動が衰退しているため、歴史的に継承されてきた各種の木地職についての樹種・作業工程・道具・作業暦等を、現地調査によって記録することは容易なことではない。そのような中において、現在も木地活動をつづけている木地職人の木鉢製造を詳しく参与観察した、井上卓哉（2010）の成果は大いに評価される。井上の調査によれば、立木状態のトチをみてどれだけ木鉢が製作できるのかを予測し、持ち主から購入して伐採し、玉切りしたあとその場で95枚の木鉢を彫る木片を木取りした。そのあと自宅に持ち帰り、マルメル→粗彫り→ハッチョウナ→マエガンナ→仕上げ（ナタ、セン、ヒラガンナ）の工程を経て木鉢ができあがる。

13) 奈良県立民俗博物館編（2007）、須藤（2010）などを参照した。

14) 「マエビキ」は、木地加工では、カナブチをかけた木地をさらに轆轤で仕上げる時に使うへら状の歯をもつ削り道具。板を挽くために材木を大工が縦挽きする横幅のある鋸も同じく「マエビキ」と呼ばれている。

15) 蒲生氏郷が黒川城に1592年（文禄元年）に入り、町の名を黒川から「若松」に改めた。会津藩には御用木地師の職があり、他地域からの出職の如何にかかわらず、技術と人望により代限りで拝命され、幕末まで続いた。

ただし、蒲生氏郷を媒介項にして日野漆器と会津漆器とを直接結び付ける考えに対しては異説もある。

16) 文書自体の掲載は紙数の関係で省略した。表 1 中の 22 文書は木地師の先行研究である、橘 (1963)、小林 (1973)、石原 (2008) のいずれかに掲載され、それぞれにおいて解説や分析がなされているので、原文書はそれらに譲る。小林 (1973)、石原 (2008) の一部誤読・脱漏箇所は、つきあわせと石原 (2008) 掲載の文書写真により補うことができる。

17) 旧山守村の現地調査は主に 1995 年から 1997 年にかけて行った。自らの現地調査とともに、授業科目の一環として、95 年に宿泊巡検、97 年に演習授業において、公用車で学生と現地調査を行い、調査結果をレポートとしてまとめさせた。95 年の木地師調査者：有原冬子、中森加奈子、福田倫之の 3 人、97 年の木地師調査担当班：小椋智子・溜幸・仲亀英子・西迫陽子である。それぞれのレポートのおかげで記録の確度が高まった。記して調査協力者として感謝します。

18) 小椋岩治氏が所蔵する先祖が製作した製品のなかに、塗り膳のほか硯箱などがある。膳には「ヤマ に定」の彫文字があり、四代か五代の作といわれている。硯箱は箱に鉄板を釘止めするなどして頑丈に製作されている。一種の籠物といえなくもない。

19) 『蛭谷氏子狩帳』の記載から、各地において百姓の注記の増加とともに、「ぬしや」の屋号・注記も増加していることがわかる。野添では塗師屋は 1 軒であるが、塗師屋の集住による町場化の進行が因幡伯耆でも生じている。若桜は中心集落なので早くから町場化が進行していたと考えられるが、延宝 7 (1679) 年当時には、若桜 10 軒には「ぬしや」の記載は全くない。しかし、元禄 7 (1694) 年の 13 軒の記載には「近江や」「ぬしや」「新町木地屋」「新町とうやくや」「同町ますや」「下町ぬしや」「ぬしや」「ぬしや」「同」「同」「下町木地や」「上町ぬしや」「さわや」、享保 12 (1727) 年の 12 軒のうち 8 件に「ぬしや」、他の 4 軒に「近江屋」「近江屋」「沢屋」「忠」屋号が記されている。塗師屋に專業化した町場化が進行していたことが確認できる。

20) 墓の④の上段はつぎのとおりである。1 基は右面に「庄屋角三郎子孫五代武義建之 明治二年十二月十九日 二代角三郎しま夫婦 明治四十二年二月十八日」、正面に「徳運院忠山宗義居士 徳相院長屋貞寿大姉 乾徳院繁岳道栄居士 福寿院繁林妙栄大姉」、左面に「大正十五年十月十七日 幕末庄屋治三郎 昭和四十七年院昇階 昭和六年旧四月二十日 治三郎いく夫婦」。1 基は正面に「鉄心良莫居士 鉄性妙英大姉」、右面に「元祖小椋常三郎 安政二卯二月廿二日」。1 基は正面に「翠連恵苗大姉」、右面に「天保九龍舎成天」、左面に「四月二十九〇」。1 基は「原十郎信士 天保七年〇〇廿三日」。1 基は「玉林貞樹信女 寛政九天巳二月八日」。1 基は「観澄道世居士 文化十五天寅三月五」。④の下段では 1 基だけ筆写したが、「本室智充信女位 宝暦四甲戌天十一月廿八日」であった。

墓の⑤の下段は次のとおりである。⑤は墓 19 基が確認でき、そのうち 3 基に「玉相妙泉信女 明和二酉十月廿日」「歸源〇月智圓信士 寒庭妙靈信女 寛政二年九月拾九日 明和元申十二月十八日 俗名 小椋清右衛門夫婦」「本明慧心信女 文化十酉十月十」とあった。

付記：本稿は、専修大学人文科学研究所 2011-2013 年度共同研究助成課題「移民・移動を通じて支配と服従の関係を考える」（代表者 堀江洋文経済学部教授）の 2012 年度の成果の一部である。また、作図・一部の資料購入に科研費（基盤研究(C) JSPS 23520964「農山村における多様な居住実態を踏まえた地域資源のガバナンスの探求」）を使用した。

参考文献

- 青木重孝（1974）「I 新潟県の木地師の習俗」pp1-105、文化庁文化財保護部（1974）『民俗資料選集 2 木地師の習俗—新潟県・石川県—』国土地理協会 所収
- 安藤紫香（1979）『南山木地師 戸板集落に生きて来た人たち』自費出版
- 安藤紫香（1981）『南山御蔵入 布沢山大田綱木木地師』（布沢木地師集落跡調査報告書）只見町教育委員会
- 安藤紫香（1992）『奥会津 布沢木地師の軌跡—轆轤祖神を守りぬいた人々—』（福島県只見町文化財調査報告書第 5 集）只見町教育委員会
- 石原洋三（2009）『東中国山地 木地師の世界：智頭町、右手木地山、阿波大杉』（株）印刷工房フジワラ
- 井上卓哉（2010）「第三章 秋山郷における木鉢製作」日本木地師学会編『信州秋山郷 木鉢の民俗』（木地師研究叢書 第 3 冊）川辺書林、pp73-122.
- 永源寺町史編纂委員会（2001）『永源寺町史 木地師編 上巻』永源寺町
- 永源寺町史編纂委員会（2001）『永源寺町史 木地師編 下巻』永源寺町
- 群馬県教育委員会（1963）『群馬県民俗調査研究報告書 第四集 六合村の民俗』
- 小林喜明（1973）『智頭町の木地屋』（智頭町誌 第 6 輯）町誌編さん委員会
- 佐藤友晴（1961）『蔵王東麓の木地業とこけし』未来社
- 柴田長吉郎（2007）『伝統こけし論説集』（木地師研究叢書 第二冊）日本木地師学会
- 菅野新一・土橋慶三・西田峯吉編（1972）『こけしのふるさと』未来社
- 杉本寿（1952）『きじや』（名古屋営林局報『みどり』別冊）
- 杉本寿（1952）『轆轤師制度—特に北陸地方における—』（名古屋営林局報『みどり』5・1）
- 杉本寿（1967）『木地師制度研究序説』ミネルヴァ書房
- 杉本寿（1973）『山村社会経済の構造分析』巖南堂書店 （（1967）『木地師制度研究

序説』ミネルヴァ書房の再発行か)

- 杉本寿（1972）『木地師支配制度の研究』ミネルヴァ書房
- 杉本寿（1982）『きじや：轆轤師制度の研究』未来社
- 須藤護ほか（1975）『奥会津のむら－針生の生活誌』（あるくみるきく 105号）日本観光文化研究所
- 須藤護ほか（1980）『出作りの村－福島県檜枝岐』（あるくみるきく 156号）日本観光文化研究所
- 須藤護（1997）木地屋研究--木地椀の製作工程を中心にして（共同研究「中世食文化の基礎的研究」）『国立歴史民俗博物館研究報告』71、pp 693-712
- 須藤護（2010）『木の文化の形成－日本の山野利用と木器の文化』未来社
- 関金町教育委員会編（1990）『山守地区集落沿革年表』関金町
- 関金町誌編さん委員会編、福永定夫（1980）「第四話 山地で稼業した木地師の物語」『関金町誌 第一集－生業の中にみる我がまち－』関金町、pp101-147
- 高谷重夫（1958）「福井県今庄柘谷の木地屋」『近畿民俗』23、pp1-5
- 橘文策（1963）『木地屋のふるさと』未来社
- 「ろくろの変遷」で木工用轆轤の史的変遷を考察整理
- 田畑久夫（2002）『木地屋集落 系譜と変遷』古今書院
- 塚越勇（2000）「遠刈田系こけし発生についての一考察」『木地師研究論文集第三輯』日本木地師学会 p47
- 中尾佐助（1966）『栽培植物と農耕の起源』岩波書店（岩波新書 583）
- 奈良県立民俗博物館編（2007）『木を育て、山に生きる－吉野、山林利用の民俗誌－』（平成 19 年度特別展図録）
- 日本木地師学会（2004）『木地師研究論文集第四輯 九州の木地師特集号』日本木地師学会 p82
- 橋本鉄男（1964）『滋賀県文化財調査報告書 第 1 冊近江の木地屋の生活伝承』滋賀県教育委員会（滋賀県教育委員会編）p94+図版 48
- 橋本鉄男（1970）『木地屋の移住史 第一冊君ヶ畑氏子狩帳』民俗文化研究会
- 橋本鉄男（1972）「東北地方の木地屋の移住史覚書」、菅野新一・土橋慶三・西田峯吉編『こけしのふるさと』未来社、pp24-131
- 橋本鉄男（1979）『ろくろ』法政大学出版局（ものと人間の文化史 31）

- 橋本鉄男（1989）「木地屋問答—近江・木地師根元地の謎」、山村民俗の会編『杣と木
地屋』（シリーズ 山と民俗 2）エンタプライズ株式会社、pp1-20
- 橋本鉄男（1993）『漂泊の山民——木地屋の世界』白水社
- 文化庁文化財保護部編（1968）『木地師の習俗 1 滋賀県・三重県』平凡社（民俗資
料叢書 7）
- 文化庁文化財保護部編（）『木地師の習俗 2 愛知県・岐阜県』平凡社（民俗資料叢
書 10）
- 松山義雄（1985）『深山秘録 伊那谷の木地師伝承』法政大学出版局
- 柳田国男（1925）「史料としての伝説」『史学』4・2
- 吉田光邦（1974）『機械』（ものと人間の文化史 13）法政大学出版局
- 吉田冥莫（1965）『鳥取藩の林制と智頭林業の沿革』自費出版
- 吉田冥莫（1981）『杣所・山村共同体の研究 ちずごうり・あしづむら』自費出版
- 渡辺久雄（1977）『木地師の世界—個人と集団の谷間』創元社